塩谷町地域防災計画

第１部　共通編

【第２章　予　　防】
【第３章　復旧・復興】

塩谷町防災会議

目　次

第２章　予　防 共-35

第１節　防災意識の高揚 共-35
　第１　住民に対する防災意識の高揚 共-35
　第２　防災上重要な施設の管理者等の教育 共-37
　第３　職員に対する防災教育 共-37
　第４　児童生徒及び教職員に対する防災教育 共-37
　第５　防災に関する調査研究 共-37
　第６　言い伝えや教訓の継承 共-38

第２節　地域防災の充実・ボランティア連携強化 共-39
　第１　現状と課題 共-39
　第２　個人・企業等における対策 共-40
　第３　自主防災体制の整備 共-41
　第４　災害関係ボランティアの環境整備 共-44
　第５　人的ネットワークづくりの推進 共-45

第３節　防災訓練の実施 共-46
　第１　現状と課題 共-46
　第２　各種防災訓練の実施 共-46
　第３　実践的な訓練の実施と事後評価 共-48

第４節　避難行動要支援者対策 共-49
　第１　現状と課題 共-49
　第２　地域における安全性の確保 共-50
　第３　在宅の避難行動要支援者に対する対応 共-50
　第４　社会福祉施設等における安全性の確保 共-52
　第５　災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策 共-54
　第６　町内在住外国人に対する対策 共-54

第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 共-55
　第１　食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備 共-55
　第２　医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備 共-56
　第３　防災用資機材の備蓄、調達体制の整備 共-56
　第４　物資・資機材等備蓄スペースの確保 共-56
　第５　物資の供給体制及び受入体制の整備 共-56
　第６　輸送手段の確保体制の整備 共-56

第６節　水害・台風、竜巻等風害に強い町土づくり 共-57
　第１　災害に強いまちづくり 共-57

第２　効果的な治水・砂防・治山対策の実施……共-58
第７節　火災に強いまちづくり……共-61
第１　火災予防対策の推進……共-61
第２　火災に強い都市構造の形成……共-63
第３　火災に対する建築物等の安全化……共-63
第４　野外堆積物対策……共-64
第５　林野等の整備……共-64
第８節　火山災害に強いまちづくり……共-65
第１　砂防・治山事業推進……共-65
第２　火山観測の活用……共-65
第３　噴火警報等伝達体制の整備……共-66
第４　交通・通信機能の強化……共-67
第５　施設の整備……共-68
第９節　震災に強いまちづくり……共-69
第１　震災に強いまちづくり……共-69
第２　効果的な治水・砂防・治山対策の実施……共-70
第３　地震防災緊急事業五箇年計画の推進……共-70
第10節　土砂災害・山地・地盤災害予防対策……共-71
第１　土砂災害防止法に基づく被害防止対策……共-71
第２　土砂災害関連情報……共-73
第３　宅地造成地災害防止対策……共-73
第４　被災宅地危険度判定制度の整備の推進……共-74
第５　山地災害防止対策……共-74
第６　斜面崩壊防止対策等の推進……共-75
第７　砂防指定地の管理……共-75
第８　急傾斜地崩壊対策……共-75
第９　土石流防止対策……共-76
第11節　水防体制の整備……共-77
第１　水防管理団体の義務……共-77
第２　水防活動体制の整備……共-78
第３　浸水想定区域における対策……共-78
第４　洪水予報時の情報伝達……共-79
第５　水防警報時の体制整備……共-80
第６　洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策……共-82
第７　河川管理施設等の水害予防対策……共-82
第12節　農林業関係災害予防対策……共-83
第１　農地・農業用施設及び林業用施設対策……共-83
第２　農林水産業共同利用施設対策……共-84

第13節　情報通信・放送網の整備……共-85
第１　通信施設の現況……共-85
第２　町防災行政無線の運用……共-85
第３　国、県、防災関係機関等との通信施設の整備……共-86
第４　災害用伝言ダイヤル……共-87
第５　町ホームページの整備……共-87
第６　多様な住民伝達手段の確保……共-87
第７　停電等に備えた通信機器の運用……共-87
第14節　避難体制の整備……共-88
第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備……共-88
第２　避難に関する知識の周知徹底……共-91
第３　避難実施・誘導体制の整備……共-91
第４　指定避難所の管理・運営体制の整備……共-93
第５　応急仮設住宅等の確保……共-94
第６　登山者・観光客・別荘所有者保護対策……共-94
第７　県外避難者受入対策……共-95
第15節　消防・救急・救助体制の整備……共-96
第１　消防力の強化……共-96
第２　地域防災力の向上……共-97
第３　医療機関との連携強化……共-97
第４　広域消防応援受入体制の整備……共-97
第16節　保健医療体制の整備……共-98
第１　保健医療体制の整備……共-98
第２　後方医療体制等の整備……共-99
第３　応援要請……共-99
第４　医療体制の確保……共-99
第５　医療機関のライフラインの確保……共-100
第17節　緊急輸送体制の整備……共-101
第１　緊急輸送道路……共-101
第２　輸送体制の整備……共-102
第３　空中輸送体制の整備……共-103
第４　救援物資集積配送拠点の確保……共-103
第５　関係機関との連携による輸送体制の強化……共-103
第18節　防災拠点の整備……共-104
第１　災害対策活動拠点の指定……共-104
第２　災害対策活動拠点の整備……共-104
第19節　建築物災害予防対策……共-106
第１　一般建築物の安全対策……共-106

第２　防災上重要な公共建築物の災害予防対策 共-106
第３　旅館等特殊建築物等の防火対策 共-107
第４　建築物の耐震性の強化促進 共-107
第５　ブロック塀等の倒壊防止、家具等転倒防止 共-108

第20節　公共施設等災害予防対策 共-109
第１　輸送関係機関の対策 共-109
第２　ライフライン関係機関の対策 共-109

第21節　危険物施設等災害予防対策 共-113
第１　消防法上の危険物 共-113
第２　火薬類 共-114
第３　ＬＰガス 共-114
第４　高圧ガス 共-115
第５　毒物・劇物 共-115
第６　放射性物質 共-116

第22節　鉱山、岩石採取場等災害予防対策 共-118
第１　鉱山災害予防対策 共-118
第２　岩石採取場災害予防対策 共-118
第３　町の災害予防対策 共-119

第23節　文教施設等災害予防対策 共-120
第１　公立学校の対策 共-120
第２　社会教育施設の対策 共-122
第３　文化財災害予防対策 共-123

第24節　大規模災害時における応援・受援 共-125
第１　被災市区町村応援職員確保システム 共-125
第２　市町相互応援体制の整備 共-126
第３　他都道府県の被災に対する応援 共-126
第４　大規模災害に備えた受援計画 共-126
第５　緊急消防援助隊受援体制 共-127
第6　栃木県災害マネジメント総括支援員 共-127

第25節　孤立集落災害予防対策 共-128
第１　孤立可能性地区の実態把握 共-128
第２　未然防止対策の実施 共-128
第３　発生時に備えた取り組みの実施 共-128
第４　住民の対策 共-129

第26節　災害廃棄物等の処理体制の整備 共-130
第1　災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の整備 共-130
第2　し尿処理体制の整備 共-130

第３章　復旧・復興 共-131

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定 共-131
第１　基本的方向の決定 共-131
第２　迅速な原状復旧 共-131
第３　計画的復興の推進 共-132

第２節　民生の安定化対策 共-134
第１　被災者のための相談、支援 共-134
第２　罹災証明書の発行 共-134
第３　住宅対策 共-135
第４　租税の減免等の措置 共-135
第５　農作物等災害助成 共-136
第６　被災者生活再建支援制度 共-136
第７　栃木県被災者生活再建支援制度 共-137
第８　融資・貸付・その他資金等の支援 共-138
第９　住民への制度の周知 共-139

第３節　公共施設等災害復旧対策 共-140
第１　災害復旧事業の種別 共-140
第２　災害復旧事業実施方針 共-141
第３　災害復旧事業事務手続 共-142
第４　激甚災害の指定に関する計画 共-142

第2章　予　防

第１節　防災意識の高揚

【 実施機関 】

町	総務課、学校教育課、消防団
関係機関	塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、自主防災組織

【 基本方針 】

町は、災害発生時に、町全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に行う。

【 施策及び手順 】

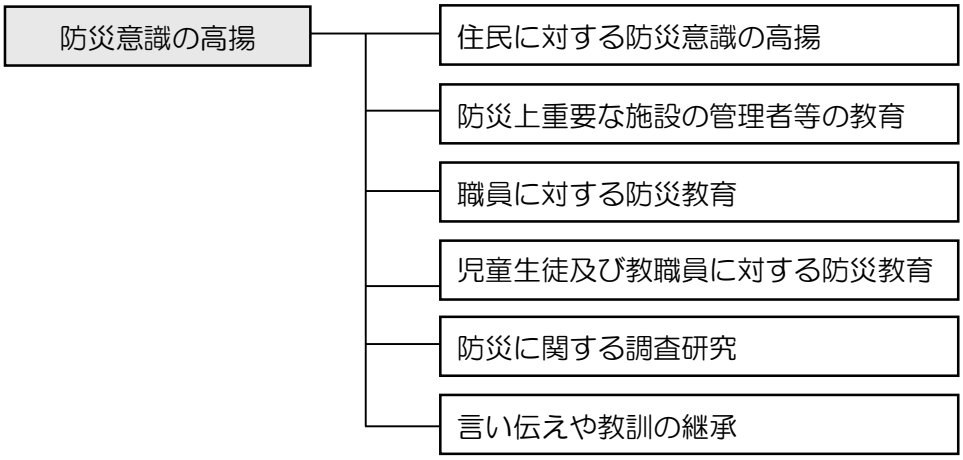

第１　住民に対する防災意識の高揚

１　自主防災思想の普及、徹底

「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、指定緊急避難場所及び指定避難所で自ら活動する、あるいは町、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、総務課は、消防等防災関係機関と連携協力して、住民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

２　防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、

透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

総務課、塩谷消防署は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

⑴ 主な普及啓発活動

ア　防災講演会・講習会・出前講座等の開催
イ　ハザードマップ等の作成・配布
ウ　防災パンフレット、チラシ等の配布
エ　広報紙等による広報活動の実施
オ　インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
カ　防災訓練の実施の促進
キ　防災器具、災害写真等の展示
ク　各種表彰の実施

⑵ 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

塩谷消防署は、住民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市にある「県消防防災総合センター（栃木県防災館）」を利用し、大雨、暴風をはじめ、震度毎の地震等の擬似体験や初期消火・応急措置・避難等の訓練等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

総務課は、住民に対し、広報紙等を通じて当該施設の周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。

また、学校教育課は、学校における防災教育の一環として、当該施設を見学すること等により、児童生徒に防災を身近な問題として認識させる。

⑶ 消防団員（水防団員）、自主防災組織のリーダー等による指導

総務課、塩谷消防署は、消防団員（水防団員）、自主防災組織のリーダー等による地域の巡回指導を促進し、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水害・地震等発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

⑷ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、総務課は、インターネット等ＩＴ技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。

⑸ 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

ア　防災とボランティア週間（１月15日～１月21日）
イ　春季全国火災予防運動実施週間（３月１日～３月７日）
ウ　とちぎ防災の日（3月11日）
エ　水防月間（５月１日～５月３１日）
オ　山地災害防止キャンペーン（５月20日～６月30日）

カ　がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
キ　土砂災害防止月間（６月１日～６月30日）
ク　防災週間（８月30日～９月５日）
ケ　秋季全国火災予防運動実施週間（11月９日～11月15日）
コ　雪崩防災週間（12月１日～12月７日）

第２　防災上重要な施設の管理者等の教育

塩谷広域行政組合消防本部及び塩谷消防署は、連携・協力し、防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

１　危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
２　病院、社会福祉施設
３　旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第３　職員に対する防災教育

総務課は、職員に対して災害時の適正な判断力の養成と的確な防災活動の確保のため、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

１　気象警報、土砂災害の種類、地震災害、災害危険箇所等災害に関する知識
２　災害に対する予防、応急対策に関する知識
３　災害発生時における職員がとるべき役割と具体的行動
４　防災行政ネットワーク等通信施設、防災資機材等の利用方法
５　その他災害対策上必要な事項

第４　児童生徒及び教職員に対する防災教育

本章第23節「文教施設等災害予防対策」の定めるところによる。

第５　防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、総務課は、県、防災関係機関と緊密な連携を取り合い、次の事項等に関して、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

１　風水害、竜巻等に関する調査研究
２　地震に関する調査研究
３　火災、林野火災に関する調査研究

４　地すべり、崖崩れ等土砂災害に関する調査研究
５　火山全般に関する研究
６　危険物等災害に関する調査研究
７　災害時の避難の安全確保に関する調査研究
８　防災カルテ、各種ハザードマップの作成

第６　言い伝えや教訓の継承

総務課は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等を有する地域について、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたりする等、地域住民と協力して、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第２節　地域防災の充実・ボランティア連携強化

【 実施機関 】

町	総務課、保健福祉課、高齢者支援課、産業振興課、消防団
関係機関	塩谷消防署、自主防災組織、栃木県社会福祉協議会、塩谷町社会福祉協議会、企業

【 基本方針 】

災害発生時に対応できる体制を整えるため、自助、互助・共助の精神に基づき自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

【 施策及び手順 】

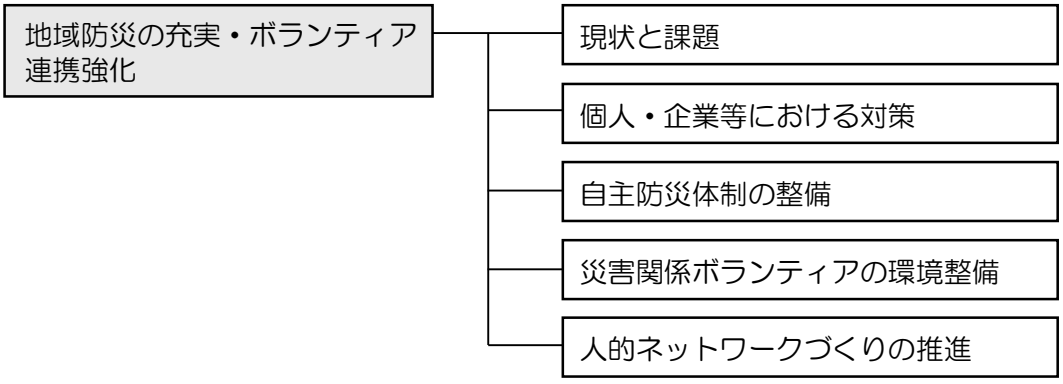

第１　現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民同士で困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき、自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっている。現状は、次のとおりである。

１　自主防災組織

本町では、行政区を単位として自主防災組織が結成されている。今後も自主防災組織の100%組織化を目指し既存の組織を積極的に活用し、結成推進を図る。一方、活動の形骸化、活動に対する住民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題も発生している。

このため、総務課は、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により，自主防災組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

２　消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員の中には、町域外に働きに出ている人も多く、近年は団員数の減少と高齢化が進んでいる（平成22年時点で消防団員数346人・平均年齢31.8歳、平成31年時点で消防団員数327人・平均年齢37.5歳）。

このため、機能別団員制度等の導入促進を図るとともに、消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

第２　個人・企業等における対策

１　住民個人の対策

住民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。

総務課、塩谷消防署は、連携し、本章第１節「防災意識の高揚」第１「住民に対する防災意識の高揚」のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

なお、住民個人が実施する主な災害対策は、次のとおりである。

(1) 防災に関する知識の取得

ア　風水害等に関する基礎知識

ア) 天気予報や気象情報

イ) 気象警報・注意報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報

ウ) 過去に発生した風水害被害状況

エ) ハザードマップ等による近隣の土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の把握

オ) 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等） 等

イ　地震災害に関する基礎知識

ア) 震度、マグニチュード等の知識

イ) 過去に発生した地震被害状況

ウ) 近隣の災害危険箇所の把握

エ) 地震時にとるべき行動（初期消火、避難勧告等発令時の行動、避難方法、指定避難所での行動等）

オ) 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

ウ　火山災害に関する基礎知識

ア) 高原山の状況

イ) 火山災害発生時の心得

ウ) 避難経路、避難場所

エ) 火山活動による直接的災害・二次的災害

オ) 噴火等発生の前兆現象

⑵ 家族防災会議の開催
ア　避難場所・経路の確認
イ　非常持出品、備蓄品の選定
ウ　家族の安否確認方法（ＮＴＴや各携帯電話会社が提供する災害用伝言ダイヤルの活用等）
エ　災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）　等
⑶ 非常用品等の準備、点検
ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水の備蓄
イ　携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品の備蓄
ウ　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備・点検
エ　土のう、消火器、スコップ、大工道具、発電機（蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備
⑷ 医療機関から対処された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検
⑸ 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施
⑹ 応急救護方法の習得
⑺ 町又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
⑻ 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

２　企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、困ったときは共に助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

総務課は、産業振興課と連携し、こうした取組みに資する情報提供等を進める。さらに企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組みの積極的評価等により、企業防災力の促進を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

第３　自主防災体制の整備

１　自主防災組織の役割

大規模な風水害・震災等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき、地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。

各地域は、「自分たちの地域は自分達で守る」との自覚のもと、住民の隣保協働の精

神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）を作り、平常時から地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

２　自主防災組織の対策

⑴ 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、崖崩れ等危険地域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や指定緊急避難場所及び指定避難所への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

⑵ 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用方法の習熟に努める。

⑶ 防災知識の技術習得

町が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

⑷ 地域の要配慮者の把握

総務課、保健福祉課、高齢者支援課、消防機関、女性防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の要配慮者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

⑸ 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

⑹ 避難対策の活動内容の周知及び習熟

避難対策に関わる訓練や会合等を通して、避難誘導、避難所運営等の避難対策の活動内容の周知及び習熟に努める。

３　町による自主防災組織の育成・強化

⑴ 組織化及び活性化の促進

総務課は、自主防災組織の100％組織化を目指し、自主防災組織の結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境づくり、消防団等の協力による技術習得など工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

総務課が自主防災組織の育成・強化のために行う主な対策は、次のとおりである。

ア　自主防災組織への資機材の整備支援
イ　自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
ウ　自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
エ　自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

オ　広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

⑵ 防災士資格習得による地域防災力の向上

総務課は、防災に関する知識や技術を身に付け、災害時に効果的な応急対策活動を担う人材を育成するため、町民への防災士資格習得の促進等に努める。

総務課は、自主防災組織、消防団、ボランティア、防災士等が連携して活動できる環境づくりを支援する。

４　消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時においては消火、水防、救出・救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、総務課、塩谷消防署は、次の事業を実施し、又は県が実施する次の事業を活用し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通じて自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

消防団（水防団）に関わる事業例

町の実施する事業	県の実施する事業
・団活性化総合計画の策定 ・団活動に必要な各種資材の整備・充実 ・団員に対する各種教育訓練の実施 ・地域住民に対する団活動や加入促進の広報等	・町が行う団活性化事業に対する助成 ・女性団員の加入促進事業に対する助成、女性の加入促進、機能団員・機能別分団制度の導入 ・団活動に協力的な事業所に対する感謝状、記念品の贈呈 ・団活性化の広報事業　等

５　女性防火クラブの育成・強化

町は、家庭からの火災発生を予防するため、１家庭の女性１名を対象として女性防火クラブが組織され、各地区の代表者によって炊き出し訓練、塩谷消防署の指導のもとでの消火訓練、救急救命訓練（心肺蘇生法・止血法）、また、他県及他の女性防火クラブへの視察等を実施している。

今後も、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、引き続き塩谷消防署と連携して女性防火クラブの育成・強化を推進する。

６　地区防災計画

地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における防災力の自発的な防災活動に関する計画を策定し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

総務課は、町内の一定の地区内の住民から計画策定の提案があった場合、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けに向けて、地区防災計画制度や地域防災計画の内容の周知等を推進する。

〈資料編　第3　1(11)　地区防災計画策定団体〉

第４　災害関係ボランティアの環境整備

１　一般ボランティア

総務課は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、県と連携して災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

⑴ ボランティアの環境整備

総務課及び県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会は、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の整備に努める。

実施主体別の活動内容

	活　動　内　容	実　施　主　体
①	ボランティアに係る広報の実施	県（県民生活部、保健福祉部）、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会
②	災害ボランティア、災害コーディネーターの養成・研修事業の実施	県（県民生活部、保健福祉部）、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、栃木ボランティアＮＰＯセンター
③	ボランティア団体の育成支援	県、町、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会
④	災害救援活動に係るマニュアルの策定	県社会福祉協議会

⑵ 行政とボランティア団体との連携

総務課及び町社会福祉協議会は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部及びボランティア団体との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制、ボランティア活動拠点の確保等について検討する。

⑶ ボランティア同士の連携強化支援

総務課及び町社会福祉協議会は、災害時の混乱した中でもボランティア同士が協力して円滑な活動が行われるよう、平常時のボランティア同士の顔の見える関係作りとネットワーク化を図る。

また、保健福祉課、町社会福祉協議会は、平成19年から開始された災害ボランティア（個人・団体）の登録を推進する。

２　専門ボランティア

⑴ 宅地危険度判定士

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保する必要がある。

このため、総務課は、「塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、建設水道課等の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地危険度判定士として登録し、宅地危険度判定士及び判定調整員の確保に努めるとともに、危険度判定活動に必要な資機材を調達・備蓄し、被災宅地危険度判定実施体制の整備を図る。

⑵ 応急危険度判定士

大規模地震により、多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全を確保する必要がある。

このため、総務課は、「塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係業務に従事する技術系職員を判定士として養成し、判定士の確保に努めるとともに、判定活動に必要な資機材を調達・備蓄し、応急危険度判定実施体制の整備を図る。

⑶ 山地防災ヘルパー、山地防災推進員及び砂防ボランティア

「山地防災ヘルパー」は、県知事が認定した林業関係団体職員及び治山事業経験者等山地防災に関する専門的な知識を有する者で、山地災害関連の情報収集活動を行うボランティアをいう。

また、「山地防災推進員」は、同じく県が認定しているもので、地域における山地防災意識の啓蒙や地元に密着した山地災害関連の情報収集を行う。

一方、砂防ボランティアは、砂防技術者としての専門知識や勤務経験を活かして、土砂災害防止のために、必要な活動を行う。

総務課は、山地災害対策の一環として、これらの専門ボランティアの育成・活用を推進し、山地防災体制の強化を図る。

〈資料編　第１　４　塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱〉

〈資料編　第１　５　塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱〉

第５　人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、総務課は、県、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第３節　防災訓練の実施

【 実施機関 】

町	各課、消防団
関係機関	県、塩谷消防署

【 基本方針 】

町は、平常時から実動訓練等具体的な訓練のほか、初動体制に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

【 施策及び手順 】

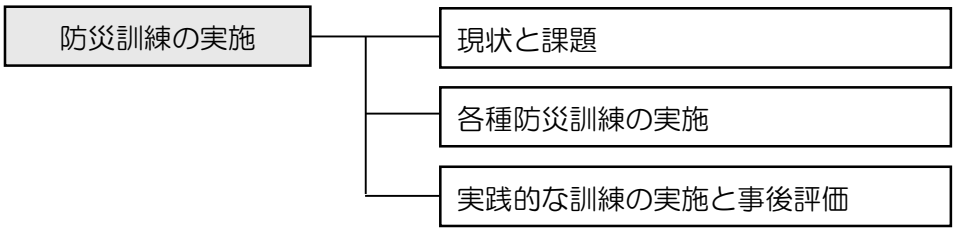

第１　現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や住民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

総務課は、主体となってこれら様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備する必要があり、これらも踏まえた上で、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。

また、訓練を実施する際、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

第２　各種防災訓練の実施

１　総合防災訓練

災害発生時における迅速、的確な初動体制の確立や防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、総務課、各課、防災関係機関の連携のもと、住民の参加や学校、事業所等との積極的な連携を得て、総合防災訓練を実施する。

実施にあたっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、総務課は、住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く住民の参加を求めるとともに、住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通

行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次の訓練を主に毎年度実施するように努める。

総合防災訓練の主な訓練内容

① 職員の動員、災害対策本部・現地対策本部の設置訓練、応援支部設置訓練
② 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
③ 消火訓練
④ 水防訓練
⑤ 土砂災害に係る避難訓練
⑥ 救出・救助訓練
⑦ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
⑧ 防災関係機関の連携による応急救護、応急医療訓練
⑨ ライフライン応急復旧訓練
⑩ 警戒区域の設定、交通規制訓練
⑪ 救援物資・緊急物資輸送訓練
⑫ 広域応援訓練
⑬ ヘリコプターを活用した訓練(航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練)

２　防災図上訓練

総務課、防災関係機関は連携して、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、町と県等が相互に協力し大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施する。

特に、発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、町と県とでの情報収集及び伝達、連絡連携体制の充実が肝要であることから、実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施するなど、更に実践的な訓練の実施に努める

なお、訓練の実施にあたっては、訓練実施地のハザードマップやより実際的な被害想定を考慮し、より実践的な内容となるよう努める。

３　非常招集訓練

災害時における職員の迅速な動員を図るため、総務課、塩谷消防署は連携して、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

４　通信訓練・情報伝達訓練

災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう、総務課、塩谷消防署は連携して、定期的に通信訓練を実施する。

５　水防訓練

総務課、塩谷消防署は連携して、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団（水防団）を中心とした水防訓練を毎年度実施する。

６　土砂災害・全国防災訓練

各課及び塩谷消防署は連携して、土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等による住民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

７　火山防災訓練

総務課、塩谷消防署、県、県警察、自衛隊、ライフライン関係機関等の連携・協力のもと、大規模火山災害を想定し、避難、救急・救助、消火等他の災害と同様の訓練に加え、噴火警報等伝達、登山規制、警戒区域設定、交通規制等を考慮した防災訓練を積極的に実施するよう努める。

また、噴火警報等が発表された場合、周辺地域全世帯の速やかな避難が必要となることから、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施する。

さらに、他自治体とも密接に連携を取りながら、協力して広域応援受入・出動訓練を実施する。

８　消防訓練

塩谷消防署、消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

また、本町は、町の約60%を山林原野が占めるという地勢にあるため、毎年林野火災訓練を実施する。

９　住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た、訓練を実施することなど通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

⑴ 情報伝達訓練
⑵ 避難訓練、避難誘導訓練
⑶ 初期消火訓練
⑷ 救出・救護訓練等
⑸ 避難行動要支援者避難支援訓練　等

第３　実践的な訓練の実施と事後評価

各課、塩谷消防署等は、訓練を行うにあたっては、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫し、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ計画・体制等の改善を行うよう努める。

第４節　避難行動要支援者対策

【 実施機関 】

町	総務課、保健福祉課、高齢者支援課、住民課
関係機関	社会福祉施設

【 基本方針 】

町は、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

【 施策及び手順 】

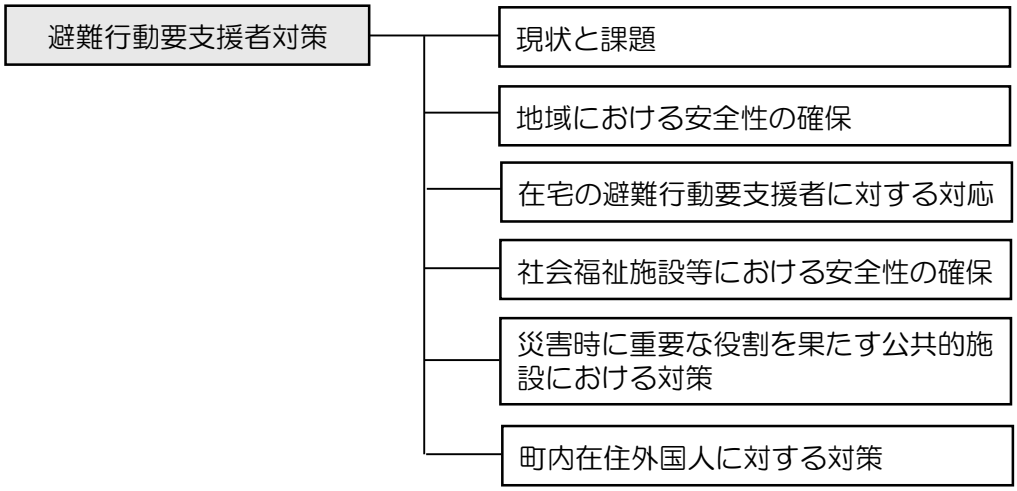

第１　現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動において支援を必要とする一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

特に本町においては、３人に１人が高齢者となっており（平成27年国勢調査）、一人暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯が増加傾向にある。

平成16年に発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨、新潟中越地震及び平成28年台風10号等では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られた。また、平成23年３月に発生した東日本大震災においても、津波等による犠牲者の約65％が60歳以上、震災関連死では約90％が65歳以上の高齢者が占める状況（復興庁調べ）となっている。

これらのことから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

第２　地域における安全性の確保

１　関係機関の連携による見守り体制の整備

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、避難行動要支援者の安全確保を図るため、「塩谷町避難行動要支援者対応マニュアル」等を作成し、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

２　地域支援体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、自主防災組織、自治会、女性防火クラブ、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

第３　在宅の避難行動要支援者に対する対応

１　避難行動要支援者の把握

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、保健師、介護支援専門員等の訪問活動、民生委員活動、自治会活動、自主防災組織活動等を通じて、在宅の高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者について把握を行う。

２　避難行動要支援者名簿の作成

⑴　避難行動要支援者名簿等の作成

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、「塩谷町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、名簿情報に基づく避難行動要支援者マップを作成する。

なお、情報の収集及び名簿等への登録あっては、個人情報の取扱いに十分配慮する。

〈資料編　第１　９　塩谷町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例〉

⑵　避難行動要支援者の範囲の設定

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は、次のいずれかに該当する方とする。

避難行動要支援者名簿への記載対象者

ア　75歳以上の高齢者のみ世帯の方で、要支援１～要介護２のいずれかである方
イ　介護保険の要介護認定３～５のいずれかである方
ウ　身体障害者手帳１級又は２級の交付を受けている方
エ　精神障害者保健福祉手帳１級又は２級の交付を受けている方
オ　療育手帳Ａの交付を受けている方
カ　その他災害時において支援が必要と町長が認定した方（認定要支援者）

⑶　避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は、次のとおりである。

避難行動要支援者名簿への記載事項

ア　氏名 イ　生年月日 ウ　性別 エ　住所又は居所 オ　電話番号その他の連絡先 カ　避難支援等を必要とする事由 キ　前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

⑷ 名簿情報の提供及び共有

ア　名簿情報の提供

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

イ　関係機関による情報の共有

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、避難支援等関係者（矢板警察署、塩谷消防署、塩谷町消防団、町社会福祉協議会、自主防災組織、女性防火クラブ、民生委員・児童委員、障害者相談員、県健康福祉センター等）と連携し、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を共有する。

なお、関係者間における情報の共有にあっては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

⑸ 名簿情報の定期的な更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は常に避難行動要支援者の把握に努め、名簿情報を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

⑹ 名簿情報の適切な管理

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、町職員をはじめ、避難支援等関係者に対し、守秘義務を厳守させる。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

⑺ 避難のための情報伝達

ア　町長は、あらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報又は避難支援者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

イ　総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、避難行動要支援者への情報伝達を行う場合は、避難行動要支援者の特徴に配慮した手段による情報伝達を行うほか、分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮する。

ウ　総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、災害時において、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難情報を的確に伝えるため、防災行政無線、消防団無線、緊急速報メール、広報車等の多様な情報伝達手段の活用を図る。

⑻ 避難支援等関係者の安全確保

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

⑼ 個別計画の策定

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、避難行動要支援者の同意を得たうえで避難支援者を定めるなど、個別計画等により支援の方法等を具体的に定める。

３　その他の対応

⑴ 福祉避難所の確保等

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し、必要数を確保する。

また、避難行動要支援者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。

⑵ 幼児対策

総務課は、保育園、認定しおやこども園の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

⑶ 緊急通報システム

町では現在、一人暮らし高齢者や重度身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行っている。高齢者支援課は、今後も災害時における一人暮らし高齢者等の安全確保を図るため、利用促進を図る。

⑷ 防災知識の普及・啓発

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第４　社会福祉施設等における安全性の確保

１　施設の整備

⑴ 公立社会福祉施設

保健福祉課、高齢者支援課は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

⑵ 民間社会福祉施設

保健福祉課、高齢者支援課は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

さらに、保健福祉課、高齢者支援課は、自力避難が困難な者が多数入居する社会福祉施設（乳児院、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者支援施設（通所施設を除

く）等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

２　非常災害に関する計画の作成

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施する。

３　緊急連絡体制の確保

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、社会福祉施設に町防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

４　社会福祉施設機能の弾力的運用

保健福祉課、高齢者支援課は、災害により被災した高齢者、身体障がい者、知的障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

５　夜間体制の充実

保健福祉課、高齢者支援課は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制について、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホーム、障害者支援施設（通所施設を除く）については、管理宿直員を配置するよう指導する。

６　要配慮者利用施設等の避難確保対策

平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正に伴い、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）においては、地域防災計画へ名称や所在地を記載するとともに、当該施設利用者の水害又は土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設管理者等に避難確保計画の策定、避難訓練の実施、策定した避難確保計画の町長への報告が義務付けられている。

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、これら施設について、町地域防災計画にその名称及び所在地を定めるとともに、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の策定等を支援する。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

〈資料編　第4　3(1)　福祉施設一覧〉

７　防災教育・訓練の充実

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど、災害時の避難対策を確立するとともに防災意識の高揚を図るよう協力を求めていく。

第５　災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

保健福祉課、高齢者支援課は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活を送れるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、点字案内板、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

第６　町内在住外国人に対する対策

１　多言語化による外国人への防災知識の普及

総務課は、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語の防災啓発パンフレットの作成・配布など、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。

また、総務課は、外国人に配慮し、指定緊急避難場所標識や指定避難所案内板等の多言語化やマーク（平成28年３月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28年３月22日付で日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化に努める。

２　地域等における安全性の確保

外国人においては、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、住民課は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

３　災害時外国人サポーターの確保

県は、災害時に外国人に対し、適切な情報提供及び適切な支援を行うため、（公財）栃木県国際交流協会が行う災害時外国人サポーター（通訳・翻訳等のボランティア）及び災害時外国人キーパーソン（災害情報について外国人住民に対しＳＮＳ等で発信できる人）の事前登録について必要な支援を行う。

また、（公社）栃木県国際交流協会との連携強化を図り、登録された災害時外国人サポーターを速やかに動員できる体制づくりに努める。

総務課は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

【 実施機関 】

町	総務課
関係機関	(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【 基本方針 】

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

【 施策及び手順 】

- 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備
  - 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備
  - 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備
  - 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備
  - 物資・資機材等備蓄スペースの確保
  - 物資の供給体制及び受入体制の整備
  - 輸送手段の確保体制の整備

第１　食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

１　住民の備蓄推進

災害発生から２～３日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、総務課は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して、住民に対し、家庭内備蓄に関する次の事項について普及啓発を行う。

自助による家庭内備蓄の推進

○　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水の備蓄
○　携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品の備蓄
○　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

２　町の備蓄推進

現在、町内の備蓄倉庫に、パンの缶詰やアルファ米、飲料水、毛布等を備蓄している。今後とも計画的に食料や必要な生活必需品の備蓄を行うが、備蓄にあたっては地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

備蓄目標数量については、県が実施した地震被害想定調査結果等を参考に設定し、計画的に備蓄を行うよう努める。

なお、備蓄にあたっては、要配慮者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等のニーズの違いに対応した食料、生活必需品等の備蓄に努める。

また、関係機関と物資の供給に関する協定締結などによる流通備蓄及び調達体制を整備する。

〈資料編　第4　2　防災倉庫備蓄状況〉

第２　医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

総務課は、大規模な災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品販売業者等と連携を図り、医薬品、資器材等の調達体制を整備する。

〈資料編　第4　3⑶　町内医療機関一覧〉

第３　防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

総務課は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

１　備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

２　町における対策

総務課は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。なお、町単独の備蓄のほか、必要に応じ近隣市町との協同備蓄の推進に努める。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導するとともに、資機材の整備に対する支援を計画的に実施する。

第４　物資・資機材等備蓄スペースの確保

総務課は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等指定避難所となるべく施設の空きスペース等を積極的に活用し、必要な物資・資機材等の計画的な備蓄を促進する。

第５　物資の供給体制及び受入体制の整備

総務課は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立など、指定避難所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第６　輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第６節　水害・台風、竜巻等風害に強い町土づくり

【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課、産業振興課
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話㈱、東京電力パワーグリッド㈱、㈳栃木県建設業協会

【 基本方針 】

風水害に強いまちづくりを行うため、町は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進や防災上危険な箇所の解消、整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

【 施策及び手順 】

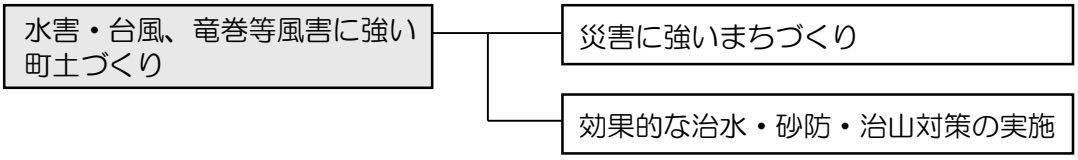

第１　災害に強いまちづくり

１　災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

⑴ 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

建設水道課は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

⑵ 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

このため、建設水道課は、東日本大震災により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、町の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これからの町の都市計画マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、住民の協力を得て、災害に強い安全性の高いまちづくりに努める。

２　災害に強い都市構造の形成

⑴ 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な住宅密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業の推進が必要である。

⑵ 防災機能を有する施設の整備

建設水道課は、関係機関と連携して、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

⑶ 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

建設水道課は、本章第４節「避難行動要支援者対策」第５「災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策」のとおり整備を推進する。

また、必要な物質や資機材等の備蓄を行うにあたり、保育園や学校、コミュニティセンター等指定避難所となる施設の空きスペースを積極的に活用する。

３　災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

⑴ 公園等の整備

建設水道課は、指定緊急避難場所に指定している塩谷町総合公園等については、食料等の備蓄倉庫、防火水槽、緊急時の離着陸場、放送施設等の災害応急対策設備を備え、指定緊急避難場所となる公園の整備を推進する。

⑵ その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

４　火災延焼防止のための緑地整備

建設水道課は、指定緊急避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

また、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

５　分散型エネルギーの導入拡大

建設水道課は、県と連携し、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第２　効果的な治水・砂防・治山対策の実施

１　治水対策

⑴ 河川の整備

源流である西荒川と東荒川の上流部にそれぞれダムが整備され、流域の不安解消が図られてきているが、平成10年８月末の集中豪雨時には本町においても小河川、更には荒川の一部で被害を受け、かつてない損害を被った。

建設水道課は、町が管理する河川について、河川の特性等を勘案し、路床の整備など

計画的に河川整備を実施するとともに、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。

また、国や県が管理する河川については、水害危険箇所を中心に必要な整備促進を要請していくが、特に荒川・泉川等の重要水防箇所については、早急な改修を要請する。

⑵ 水害危険箇所の周知

総務課では、水害のおそれがある場合に、住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、水害危険箇所の位置・範囲、水害時の留意点・避難先等を記載した洪水ハザードマップ等を作成し、住民に配布しており、様々な機会を捉えて活用を推進し、水害危険箇所等の周知徹底を図る。

〈資料編　第6　2　重要水防箇所一覧〉

２　砂防対策

⑴ 現況と対策

本町は、北部高原山に源を発する数多くの渓流を有している。流域の地質はぜい弱で崩壊しやすく、容易に土石流を発生する性質を具備しているため、一度山地荒廃の原因となる豪雨、台風、地震等に見舞われると山腹、渓岸は崩壊を起こし多量の土砂を下流に流送することとなる。生産された土砂は、渓口部を脱すると扇状地を形成し、上流から年々多量に流送されてくる土砂は、河床を上昇させ洪水流の疎通を妨げ、河積の断面積不足による破堤の原因となり、扇状地上に生活を営む住民を脅かしている。それに加え最近では、平坦地や丘陵地において都市化や各種開発が行われているため、土砂災害の危険性が高くなっている。

そこで県事業としては、下流河道への有害な土砂の流出を防止すること及び土石流対策を目的とした砂防堰堤や、渓岸の浸食防止及び渓流の縦浸食防止を目的とした渓流保全工などを実施するとともに、砂防施設の維持のための砂防指定地等の管理を行う。

また、土砂災害の危険性が高い区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている。

⑵ 危険箇所の周知等

建設水道課は、住民の生命、財産を保護するため、土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立など総合的な土石流対策を推進し、災害の防止、被害の軽減に努める。

〈資料編　第7　1　砂防指定地一覧〉
〈資料編　第7　2　土砂災害危険箇所一覧〉
〈資料編　第7　3　土砂災害（特別）警戒区域一覧〉

３　治山対策

⑴ 現況と対策

本町は、総面積の約60％を山林等が占めるという地勢にあることもあり、山腹崩壊や崩壊土砂流出に係る山地災害危険地区があり、災害の発生しやすい危険箇所を数多く有している。

令和元年10月の集中豪雨の際にも、豪雨により地盤が緩み、急傾斜地の崩壊、山腹崩壊等の災害がいたるところで発生した。

このため、産業振興課は、人家への危険の影響がある危険箇所を優先して、崩落防止策（擁壁工、土留工等）を早急に設置するよう県に要請するとともに、県と連携して山腹崩壊危険地区や崩壊土砂流出危険地区の合同調査を実施し、必要な整備を推進していく。

⑵ 危険箇所の周知

総務課、建設水道課では、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合に、住民が円滑に避難できるよう、土砂災害に関する情報の伝達責任者・伝達方法、避難先等が記載された土砂災害ハザードマップを作成し、住民に配布しており、様々な機会を捉えて活用を推進し、山地災害危険箇所等の周知徹底を図る。

〈資料編　第７　４　山地災害危険地区一覧〉

第７節　火災に強いまちづくり

【 実施機関 】

町	総務課、産業振興課、建設水道課、学校教育課、生涯学習課、消防団
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、矢板警察署、東日本電信電話㈱、東京電力パワーグリッド㈱、㈳栃木県建設業協会

【 基本方針 】

火災に強いまちづくりを進めるため、住民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済み自動車等野外堆積物に対しての平常時からの適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

【 施策及び手順 】

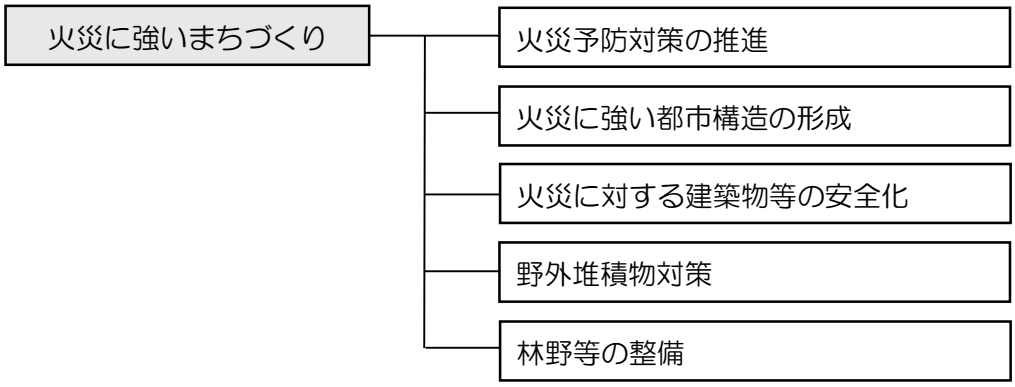

第１　火災予防対策の推進

１　防火管理者等の育成・指導

塩谷広域行政組合消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、消防訓練の実施、消防用設備等の整備、点検、火気の使用等について指導する。

また、県と連携し、防火管理者、消防用設備士、消防設備点検資格者を養成し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

２　建築物設置者・管理者に対する指導

(1) 塩谷広域行政組合消防本部による指導

塩谷広域行政組合消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和23年法律第186号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

⑵ 県による指導

県は、建築物の新築・増改築の際に、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

３　予防査察の強化

塩谷広域行政組合消防本部は、消防法に規定する建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

また、消防法の規定に基づいて、防火対象の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。

４　地域住民に対する指導

⑴ 指導の強化

塩谷消防署及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

また、塩谷広域行政組合消防本部及び塩谷消防署は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての女性防火クラブの指導を強化する。

⑵ 震災による出火防止

地震時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、塩谷消防署及び消防団は、地域ぐるみの消防訓練の実施等により、地域住民に対して初期消火に関する知識及び技術の普及を図る。

また、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることから、地域住民等への指導に努める。

⑶ 住宅防火対策の推進

地域住民、特に高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、警察、女性防火クラブ等関係機関は相互に連携し、住宅防火対策の一層の推進を図る。

⑷ 防火知識の普及啓発

塩谷広域行政組合消防本部及び県は、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火チラシの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や住民が防火について正しい知識と技術を身につけるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。

また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動（３月１日～７日）、栃木県春の山火事防止強調運動（３月１日～５月31日）を実施する。

５　入山者等への防火意識の啓発

塩谷広域行政組合消防本部及び県は、林野火災の出火原因の大半がたき火等の人為的な要因であることから、林業関係者、林野周辺住民ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

６　森林保全巡視活動

塩谷広域行政組合消防本部及び県は、林業関係者と連携し、火入れに対する指導等を行い、火災の発生予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

第２　火災に強い都市構造の形成

建設水道課は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、火災に強い都市構造の形成を図る。

なお、町内における防火地域及び準防火地域の指定状況は、次のとおりである。

防火地域及び準防火地域の指定状況

平成30年４月１日現在

都市計画区域名	市町村名	決定面積		決定年月日（最　終）
		防火地域	準防火地域	
塩　谷	塩谷町	－	約6.1ha	H9.4.15

第３　火災に対する建築物等の安全化

１　消防用設備等の設置と適正な維持管理

塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署及び事業者は多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

２　建物火災安全対策の充実

塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより、火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

３　一般住宅への火災警報器等の設置

平成16年６月２日に消防法が改正され（平成18年６月１日施行）、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、塩谷広域行政組合消防本部は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器等設置の推進を図る。

４　文化財等の安全対策の促進

生涯学習課は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、県、消防と連携し、次の安全対策の促進を図る。

⑴ 文化財の所有者又は管理者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

⑵ 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。

また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

⑶ 「文化財防火デー」（１月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第４　野外堆積物対策

塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、県の廃棄物担当部局等と連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第５　林野等の整備

１　林野火災特別地域対策事業の推進

塩谷広域行政組合消防本部は、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定するとともに、林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

２　火災に強い森林づくりと管理活動の推進

建設水道課は、林野火災の延焼防止のため、林緑や林内に防火樹林帯の設置促進に努める。

また、産業振興課は、森林所有者及び地域の林業関係団体等に対して、自主的な森林保全管理活動を推進するよう啓発に努める。

第８節　火山災害に強いまちづくり

【 実施機関 】

町	総務課、企画調整課、建設水道課、産業振興課
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話㈱、東京電力パワーグリッド㈱、㈳栃木県建設業協会

【 基本方針 】

高原山については、静穏な状態が続いているが、一度噴火すると大規模な被害が懸念されることから、住民の生命・身体・財産を守るため、火山災害に強いまちづくりを進める。

【 施策及び手順 】

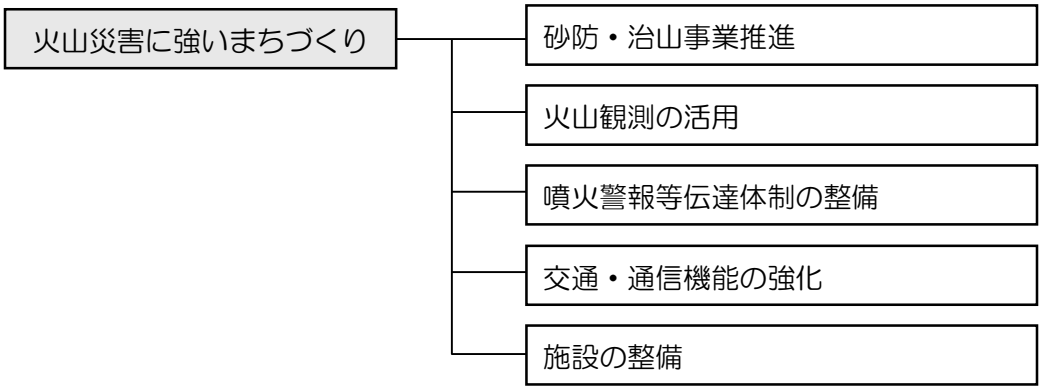

第１　砂防・治山事業推進

県は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、治山ダム、砂防堰堤等の施設整備事業を総合的、計画的に推進している。

建設水道課及び産業振興課は、県が実施する事業について、土石流等危険箇所など危険度の高い箇所から順次実施するよう要請する。

第２　火山観測の活用

気象庁は、関係研究機関による協力の下、那須岳、日光白根山、高原山、男体山について火山観測を行い、その成果を住民、関係機関等に周知している。

総務課は、気象庁や県が行う火山観測等の成果を活用し、火山災害の予防に資する。

火山観測の種類

観測の種類		那　須　岳	日光 白根山	高原山・ 男体山
常時観測	火山性震動観測	・地震計による観測	同　左	常時観測は行っていない
	表面現象の観測	・監視カメラによる観測 ・空振計により、火山噴火に伴う空気振動を観測		
	地殻変動観測	・GNSSにより、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮を観測 ・傾斜計により傾斜変化形等の地殻変動を観測	同　左	
機動観測	調査観測	・山体構造の解明や中期的な火山活動の総合的な診断のために火山性震動の観測など観測体制を強化して行う観測 ・現地において実施する火山の熱の観測、地磁気観測、ガス放出量の観測及び火山体の変形の観測等	同　左	火山の状態を把握するために行う観測
	緊急観測	・火山の噴火等火山現象に異常が発生した場合に、緊急に当該火山の状態を把握するために行う観測	同　左	同　左

第３　噴火警報等伝達体制の整備

１　気象庁の発表する噴火警報等

気象庁火山監視・情報センターが発表する噴火警報・予報の内容は、次のとおりである。

気象庁の発表する噴火警報・予報

名　称		対象範囲	警戒事項等 （キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
特別警報	噴火警報 （居住地域） 又は ＜噴火警報＞	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における厳重な警戒（居住地域厳重警戒）	居住地域及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	危険な居住地域からの避難等が必要、あるいは警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は ＜火口周辺警報＞	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒（入山危険）	火口から居住地域近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒（火口周辺危険）	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等
予報	噴火予報	火口内等	（　活火山であることに留意）	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等

２　関係機関及び機関相互の情報伝達体制の整備

火山情報等の重要な情報を迅速かつ的確に伝達するため、総務課、県及び防災関係機関は、相互間の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、総務課は、関係機関と連携し、随時、情報伝達訓練の実施や体制の見直しを行い、より迅速で正確な情報伝達が行える体制の整備に努める。

３　住民への伝達体制

総務課は、地域住民に対し、気象庁の発表する噴火警報等や避難の勧告・指示等を速やかに伝達するため、防災行政無線や職員による広報車等での伝達、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

４　地域住民等からの通報体制の確立

総務課、企画調整課は、地域住民等に対し、火山災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した場合、遅滞なく町又は警察に通報するよう、講演会、広報紙等各種手段を通じ広く周知に努める。

第４　交通・通信機能の強化

１　交通機能の強化

⑴　緊急輸送道路の整備

総務課、建設水道課は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、既に指定している緊急輸送道路について、計画的な道路整備及び維持管理に努める。

また、噴石、火砕流等の火山災害並びに火山活動に伴う土砂災害等二次的な災害を受けるおそれのある区域を考慮に入れ、緊急輸送道路の適切性を随時検討し、必要に応じて関係機関と協議の上、緊急輸送道路の指定替え若しくは代替路線等について検討を行う。

⑵　その他の交通対策

建設水道課、県及びその他公共交通関係機関は、噴石、降灰等各種現象を考慮し、適切な道路整備や公共交通機関等の整備を行うとともに、道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い交通網の整備を図り、火山災害時の交通機能の強化に努める。

２　通信機能の強化

⑴　県防災行政ネットワークの整備

県は、既に設置されている、移動系・衛星系の２ルートからなる県防災行政ネットワークの適切な維持管理を行い、火山災害によって生じる通信回路の途絶等の障害の発生を防止するため万全を期す。

総務課は、災害発生時に県及び県関係出先機関等との情報収集、被害状況の報告等が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて県防災行政ネットワークの運用の習熟に努める。

また、町内の県防災行政ネットワーク等を設置している県関係出先機関との無線の利用協力等について平常時から協議を行う。

⑵ 町の防災行政無線の運用

火山災害は、泥流や火砕流等のスピードが速いという特性のため、短時間の内に、多数の地域住民に情報や避難勧告等を伝達できる体制が必要となる。町では、平成26年4月1日より防災行政無線の運用を開始し、また、小学校や保育園、介護施設等に防災行政無線の戸別受信機を設置している。総務課は、噴火警報等を迅速かつ確実に住民等に伝達する。

⑶ その他各種通信対策

ア　総務課、県、指定公共機関・指定地方公共機関は相互に連携し、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策を図り、火山災害時の通信手段の強化に努める。

イ　総務課は、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

第５　施設の整備

１　重要な施設の安全化

⑴ 応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設の安全化

災害時における応急対策上重要な施設や不特定多数の者が使用する施設について、建設水道課、県、その他の施設管理者は、溶岩や噴石等による火災、損壊等の被害を防止・軽減するために、不燃堅牢化を推進する。また、設備等の適切な整備を推進する。

ア　防災拠点（災害対策活動拠点）（本章第18節「防災拠点の整備」参照）

イ　医療救護活動の施設（病院等）

ウ　消防活動拠点（塩谷消防署、消防団車庫等）

エ　避難所、物資集積所等になる建物（学校、公民館等）

オ　社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

カ　観光施設等不特定多数の者が使用する施設

キ　砂防施設

⑵ ライフライン施設等の安全化

建設水道課、県及び公共事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

２　退避壕、その他の退避施設の整備

総務課、県及び関係施設管理者等は、ハザードマップ等により火山の噴火に伴う噴石等の固形噴出物の降下が予測される地域において、一時的な避難場所としての退避壕、その他の退避施設の整備に努める。

第９節　震災に強いまちづくり

【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課、保健福祉課、高齢者支援課
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、東日本電信電話㈱、東京電力パワーグリッド㈱、㈳栃木県建設業協会

【 基本方針 】

震災に強いまちづくりを行うため、町は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

【 施策及び手順 】

震災に強いまちづくり
- 震災に強いまちづくり
- 効果的な治水・砂防・治山対策の実施
- 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第１　震災に強いまちづくり

１　震災に強い都市整備の計画的な推進

震災に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

⑴ 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

建設水道課は、震災発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

⑵ 都市計画マスタープラン等に基づく震災に強いまちづくり

建設水道課は、都市計画マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、住民の協力を得て、震災に強い安全性の高いまちづくりを推進する。

２　震災に強い都市構造の形成

⑴ 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

建設水道課は、震災に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業の推進を図る。

⑵ 防災機能を有する施設の整備

建設水道課は、県等の関係機関と相互連携により、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、震災時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。特に、震災時の重要拠点となる庁舎や塩谷広域行政組合消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発

災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

なお、施設については、本章第19節「建築物災害予防対策」のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意する。

⑶ 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

保健福祉課、高齢者支援課は、本章第４節「避難行動要支援者対策」第５「災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策」のとおり、避難行動要支援者に配慮した施設の整備を推進する。

３　震災時の緊急活動を支える公共施設等の整備

総務課、建設水道課は、緊急時指定避難場所に指定している塩谷町総合公園等において、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、防災行政無線等の災害応急対策施設の整備を推進する。

また、道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、震災の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第２　効果的な治水・砂防・治山対策の実施

建設水道課は、地震に起因する崖崩れ、山崩れ等を防ぐため、本章第６節「水害・台風、竜巻等風害に強い町土づくり」第２「効果的な治水・砂防・治山対策の実施」に準じて対策を実施する。

第３　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、「地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。

総務課、建設水道課、県、警察、塩谷広域行政組合消防本部は相互に連携し、この計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

【対象地区】

・塩谷町全域

【第四次五箇年計画における対象事業】

・防災行政無線設備
・消防車両購入
・消防用施設拠点

第10節　土砂災害・山地・地盤災害予防対策

【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課、産業振興課
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署

【 基本方針 】

豪雨・長雨等発生時や大規模な地震に起因する山崩れ・崖崩れ等から、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

【 施策及び手順 】

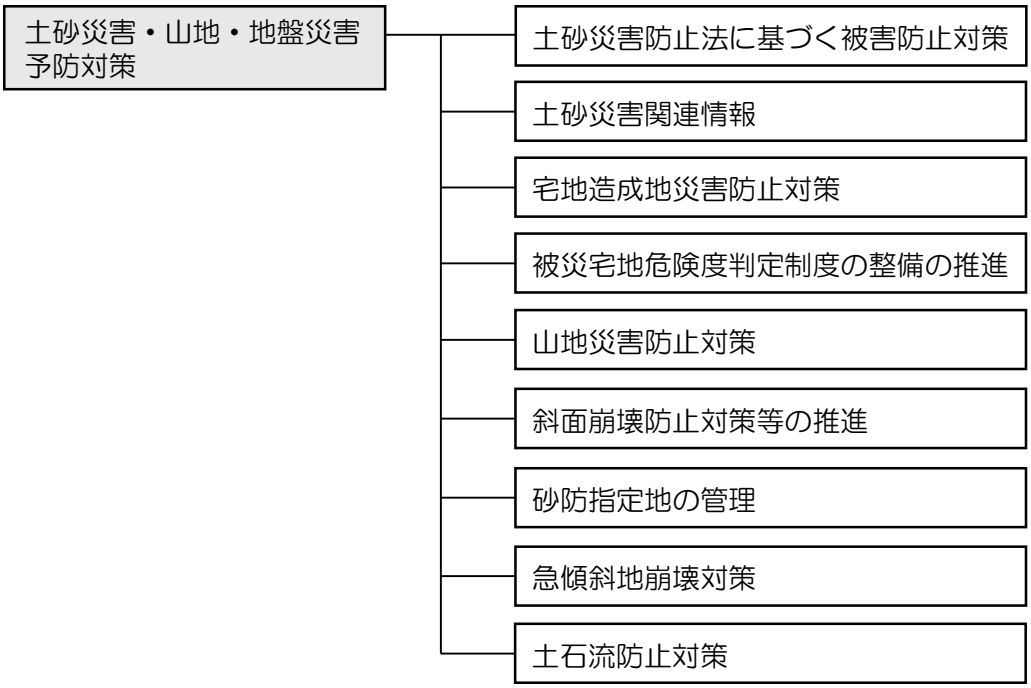

第１　土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（崖崩れ・地すべり・土石流）から住民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、町は県と連携して次の対策を実施する。

１　土砂災害警戒区域の指定等

(1) 県（県土整備部）は、町の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下、「警戒区域」という。）として指定し、町は、町地域防災計画において、警戒区域毎に次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主とし

て防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

⑵ 総務課は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に配布する。

⑶ 総務課は、町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

２　土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等

⑴ 総務課、建設水道課は、土砂災害防止法第７条の規定に基づき、県から指定された土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために、必要な警戒避難体制の整備を図る。

情報収集及び伝達・避難体制のフロー図

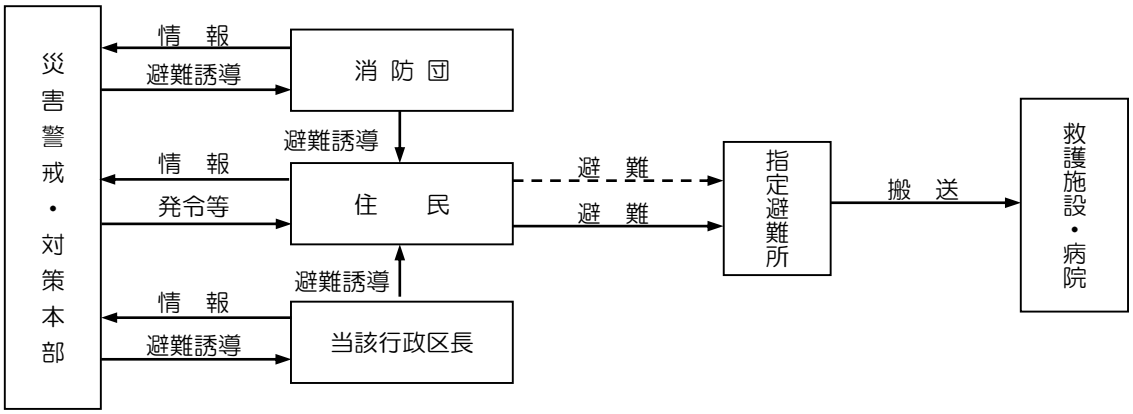

⑵ 総務課、建設水道課は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項について、土砂災害ハザードマップの配布や町ホームページ等を通じて地域住民に周知を行う。

⑶ 住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

危険状況判断のための着眼点

○　降雨量、積算雨量等の増加
○　崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
○　斜面に膨らみ、割れ目がみられる
○　小石が斜面からぱらぱらと落ち出す

３　土砂災害特別警戒区域の指定促進

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、土砂災害防止法第９条の規定に基づき、県から指定された土砂災害特別警戒区域については、次の措置を行うこととなっている。

このため、総務課、建設水道課は県と連携して、土砂災害特別警戒区域の住民に対して、当該措置内容の周知を図り、土砂災害から住民の生命及び身体の保護を図る。

⑴ 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限
⑵ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
⑶ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
⑷ 勧告等による移転者への融資、資金の確保　等

〈資料編　第7　３　土砂災害（特別）警戒区域一覧〉

第２　土砂災害関連情報

多数の人的被害を伴う土砂災害に対し、町の防災活動や住民の警戒避難行動等が迅速かつ円滑に行われるよう、県（県土整備部）と宇都宮地方気象台は連携し、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける「土砂災害警戒情報」を発表することとなっている。

総務課は、気象庁ホームページにおいて提供されている土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認することで、土砂災害発生の危険度が高まっている地域を把握することができるよう努める。

大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

表示	警戒レベル	状　況
濃い紫色（極めて危険）	警戒レベル４相当	実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合。
うす紫色（非常に危険）		２時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合。
赤色（警戒）	警戒レベル３相当	２時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となる場合。
黄色（注意）	警戒レベル２相当	２時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合。
無色（今後の情報等に留意）	－	２時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準未満の場合。

資料：気象庁

第３　宅地造成地災害防止対策

豪雨、長雨等や地震に起因する崖崩れによる造成地の被害を防止するため、建設水道課及び県は、次の対策を実施する。

１　宅地造成等規制法に基づく対策

県及び権限を有する町は、「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づき、

宅地造成に伴う崖崩れや土砂の流失による災害が生じるおそれの大きい市街地等の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定している。

本町は宅地造成等規制法による宅地造成工事規制の区域外であるが、宅地の造成については建築基準法により擁壁の構造、敷地の安全等について規制を受けることとなる。

第４　被災宅地危険度判定制度の整備の推進

建設水道課は、豪雨や大規模な地震等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

１　被災宅地危険度判定士の登録の推進

建設水道課は、被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、「塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、宅地危険度判定士としての登録を推進する。

２　判定資機材の確保

建設水道課は、被災宅地の危険度判定活動に必要な資機材をあらかじめ調達し、備蓄しておく。

３　被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

建設水道課は、被災宅地の危険度判定が円滑に行われるよう、平常時から被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

４　被災宅地危険度判定実施体制の整備

建設水道課は、平常時から近隣市町と被災宅地危険度判定実施の相互応援体制について整備する。

〈資料編　第１　４　塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱〉

第５　山地災害防止対策

１　現況

本町北部の山林には、山地に起因する災害危険地区として、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区が指定されている。

〈資料編　第７　４　山地災害危険地区一覧〉

２　対策工事の実施促進

県は、山地災害危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施している。

産業振興課は、未着工箇所について、人家への影響がある危険地区を優先して対策工事を実施するよう県に要請する。

３　森林の整備

産業振興課は、森林の持つ水源涵養、土砂流出防止機能を活用し、山地での災害発生

を防止するため、関係機関及び林業関係団体と連携して荒廃している森林の整備を図る。

４　住民等への周知

総務課、建設水道課は、県から提供される危険箇所に関する資料を縦覧に供するとともに、県に協力して、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する等、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

なお、住民に対する周知に当たっては、県が認定した山地防災ヘルパー及び山地防災推進員との連携を図る。

塩谷町における山地防災ヘルパー及び山地防災推進員の人数

（H31.4.1時点）

・山地防災ヘルパー	： ３人
・山地防災推進員	：12人

第６　斜面崩壊防止対策等の推進

豪雨、長雨等や地震に起因する土砂災害から、町民の生命・財産を保護するため、本章第６節「水害・台風、竜巻等風害に強い町土づくり」第２のとおり、建設水道課及び産業振興課は、国の各所管省庁及び県の協力を得て、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の適切なハード対策を推進するとともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策を実施する。

第７　砂防指定地の管理

１　現況

本町には「砂防法」（明治３０年法律第２９号）の規定に基づき、治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として砂防指定地が指定されている。

〈資料編　第7　１　砂防指定地一覧〉

２　砂防指定地の管理

県は、砂防施設の維持のため、常に、砂防指定地等の十分な管理を行う。このため、砂防指定地の現状を変更して治水砂防上悪影響を与える行為を制限するとともに、常にその現況の把握を行う。

第８　急傾斜地崩壊対策

１　現況

本町の急傾斜地崩壊危険箇所のうち「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第３条の規定に基づき、特に整備が必要な箇所については、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

２　急傾斜地崩壊危険区域の指定促進

急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合には、急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発

されるおそれがないようにするため、土地所有者等は土地の保全に努めなければならないほか、県によって次の措置が行われることとなっている。

⑴ 水を放流し、又は停滞させる行為など水の浸透を助長する行為、のり切、掘削、立竹木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為の制限
⑵ 急傾斜地崩壊危険区域であることを表示する標識の設置
⑶ 急傾斜地崩壊防止の工事など防災措置の勧告
⑷ 土地所有者等への改善措置の命令
⑸ 立入検査の実施
⑹ 土地所有者等が施行することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

３　土地所有者等に対する防災措置

⑴ 土地所有者等に対する指導

ア　建設水道課は、県が実施した危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

イ　建設水道課は、急傾斜地崩壊危険箇所において、県と協力して、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

⑵ 融資制度の周知

建設水道課は、県と連携して急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）における土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合に、公的融資制度が活用できる旨、広報紙等により周知を行う。

ア　がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

イ　防災集団移転促進事業（所管：国土交通省）

第９　土石流防止対策

１　現況

町内には、土石流に関わる土砂災害危険箇所がある。

〈資料編　第7　２　土砂災害危険箇所一覧〉

２　砂防工事の促進

建設水道課は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い渓流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い渓流について重点的に砂防工事を促進するよう、県に働きかけていく。

危険状況判断のための着眼点

○　立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
○　渓流の流末が急激に濁りだした場合や流木が混ざり始めた場合
○　降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に減少し始めた場合
　（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
○　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
○　渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

第11節　水防体制の整備

【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課、消防団
関係機関	宇都宮地方気象台、関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ、(一社)栃木県建設業協会

【 基本方針 】

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、水防施設等を整備するとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

【 施策及び手順 】

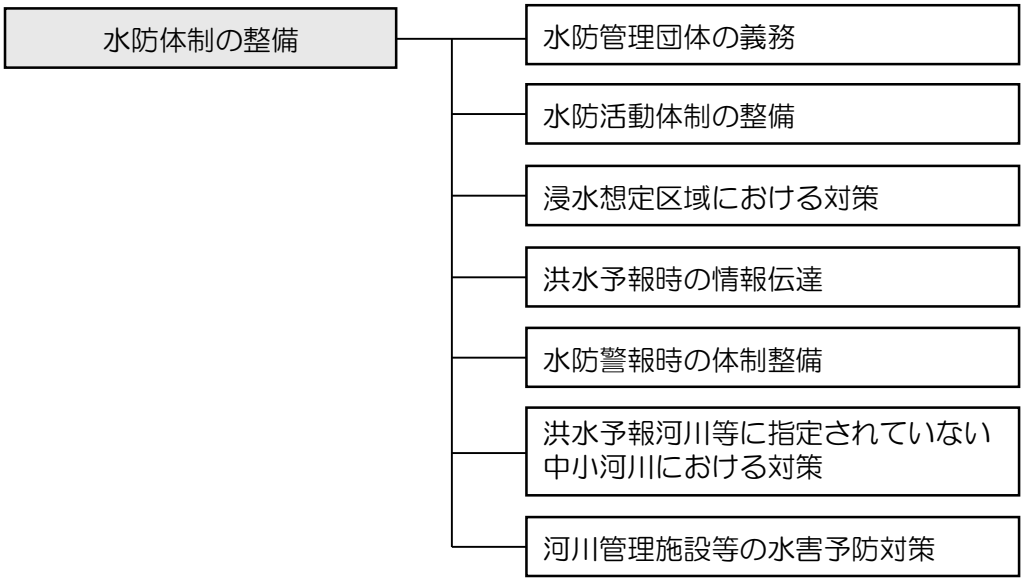

第１　水防管理団体の義務

１　水防管理団体の責務

(1) 水防管理団体の責務

町は、水防法（昭和24年法律第193号）第４条の規定に基づき、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体に指定されており、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

町長は、平常時から水防団による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

２　水防計画の策定

町長は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、知事と協議し、関係機関に周知する。

第２　水防活動体制の整備

１　資機材等の整備

総務課は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、県の水防計画に定める基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

〈資料編　第6　３　水防倉庫資材器具一覧〉

２　水位等の情報収集体制の整備

県は、異常気象時における河川水位・雨量情報等の収集・伝達体制の高度化を図るとともに、県防災行政ネットワークを通じて、町、塩谷広域行政組合消防本部等へ平常時から広く情報を提供する。

総務課は、住民に対して町防災行政無線、町ホームページ、電話応答システムにより雨量、水位情報等の提供を行うほか、県の提供するインターネット（リアルタイム雨量・河川水位観測情報システム）の周知徹底に努める。

〈資料編　第6　１　雨量・水位観測所一覧〉

３　訓練、研修等による水防団の育成・強化

⑴ 総務課は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

⑵ 水防団（消防団）は、毎年出水期前に１回以上の水防訓練を実施する。

⑶ 総務課、建設水道課は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第３　浸水想定区域における対策

１　浸水想定区域における考え方

国、県による浸水想定区域の指定があった場合、総務課は、当該浸水区域ごとに次の事項を定めるとともに、町民に周知を図る。また、町民は危険を察知した場合、町や防災機関へ連絡をするとともに、自主避難を行う。

⑴ 洪水予報等の伝達方法

⑵ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な措置

⑶ 浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地

⑷ 総務課は、町地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

⑸ 総務課は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

⑹ 総務課は、町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等を支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

２　洪水ハザードマップの周知

町は、国や県の協力のもと、情報の伝達経路・方法、避難場所、避難時の心得等を記載した「鬼怒川洪水ハザードマップ」を策定しており、総務課は、町民や関係機関等に周知し、その活用を推進する。

３　浸水想定区域における避難の方針

⑴ 浸水想定区域内の２階建て以上の堅牢な建物（非木造）の居住者は、自らの居住する建物の２階以上に避難する。

⑵ 浸水想定区域内の平屋建て・木造建物の居住者は、浸水想定区域外指定避難所、浸水想定区域内指定避難所の非浸水階層に避難する。

⑶ 指定避難所に避難できない者は、付近の２階建て以上の堅牢な建物（非木造）の２階以上に避難する。

第４　洪水予報時の情報伝達

１　洪水予報河川について

本町における洪水予報河川で、国土交通省が指定する区域、基準水位観測所等は次のとおりである。

荒川については洪水予報区域ではないが、「落合橋」における水位（氾濫注意水位：2.30m、避難判断水位：2.60m、氾濫危険水位：3.00m）を参考とする。避難判断水位、氾濫危険水位については、過去の浸水・氾濫実績等から塩谷町が独自に定めた数値を使用している。

洪水予報河川における区域、基準水観測所等

河川名	区　域	基準水位観測所			担当官署
		氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見1201番16地先から高根沢町大字宝積寺まで 右岸：宇都宮市宮山田町字カハタニ1302番地先から宇都宮市下岡本町まで	佐貫（下）			下館河川事務所 宇都宮地方気象台
		2.30m	2.60m	3.30m	

２　洪水予報、水位情報等の伝達系統

国からの洪水予報、水位情報の伝達系統及び住民等へ避難勧告等の伝達系統は、次のとおりである。

(1) 国からの伝達系統

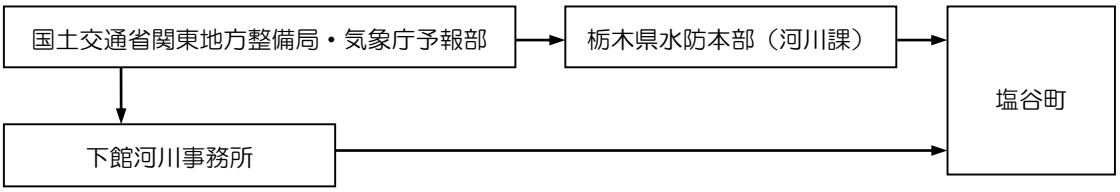

(2) 住民への伝達方法

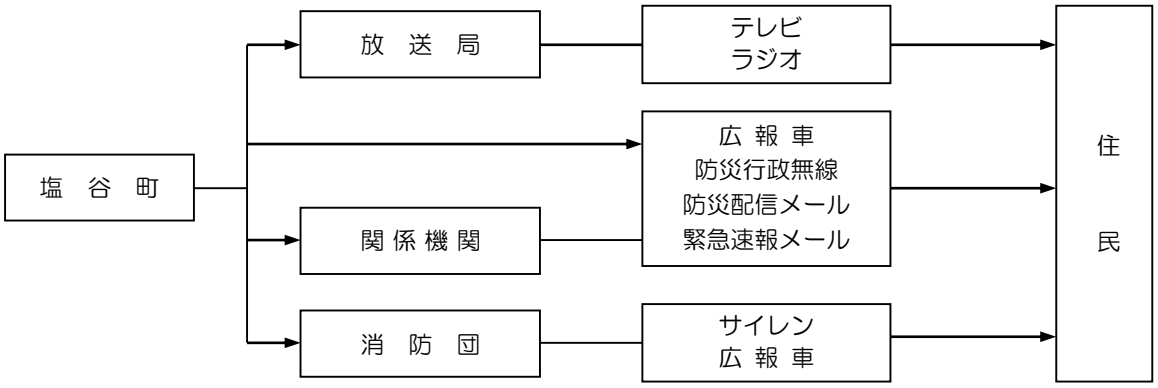

３　洪水予報と警戒レベル

指定河川洪水予報について、それぞれの情報を用いてとるべき行動は次のとおりである。

河川洪水予報と警戒レベルとの関係

情　報	とるべき行動	警戒レベル
氾濫発生情報	災害がすでに発生している状況となっており、命を守るための最善の行動をとる。	警戒レベル５相当
氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても自ら避難の判断を行う。	警戒レベル４相当
氾濫警戒情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、高齢者等は自ら避難の判断を行う。	警戒レベル３相当
氾濫注意情報	ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル２相当

資料：国土交通省

第５　水防警報時の体制整備

国及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の体制を整備できるよう、水防警報を発することとなっている。

総務課は、平常時から水防警報の種類ごとの体制を整備しておく。

１　水防警報河川について

本町における水防警報河川で、国土交通省が指定する区域、基準水位観測所等は次のとおりである。

荒川については水防警報河川区間ではないが、「佐貫（下）」における水位（水防団体期水位：2.00m、氾濫注意水位：2.30m、避難判断水位：2.60m、氾濫危険水位：3.00m）を参考とする。

水防警報河川における区域、基準水観測所等

河川名	区　域	基準水位観測所				発表者
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
鬼怒川	左岸：塩谷町大字風見1201番16地先から高根沢町大字宝積寺まで 右岸：宇都宮市宮山田町字カハタニ1302番地先から宇都宮市下岡本町まで	佐貫（下）				下館河川事務所長
		1.50m	2.30m	2.60m	3.30m	

２　水防警報の内容並びに発表基準

水防法第16条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報の種類並びに発表基準は、概ね次表のとおりである。

水防警報の内容及び発表基準

種　類	内　容	発　表　基　準
待　機	１　不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの ２　水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準　備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。 または水位、流量等その他の河川状況により必要と認めるとき
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または既に警戒水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	警戒水位以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

３　水防警報の伝達系統

⑴　国からの伝達系統

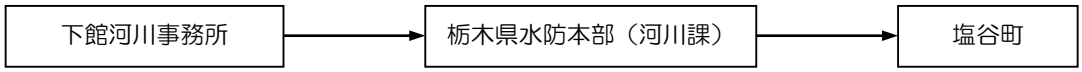

⑵　住民への伝達方法

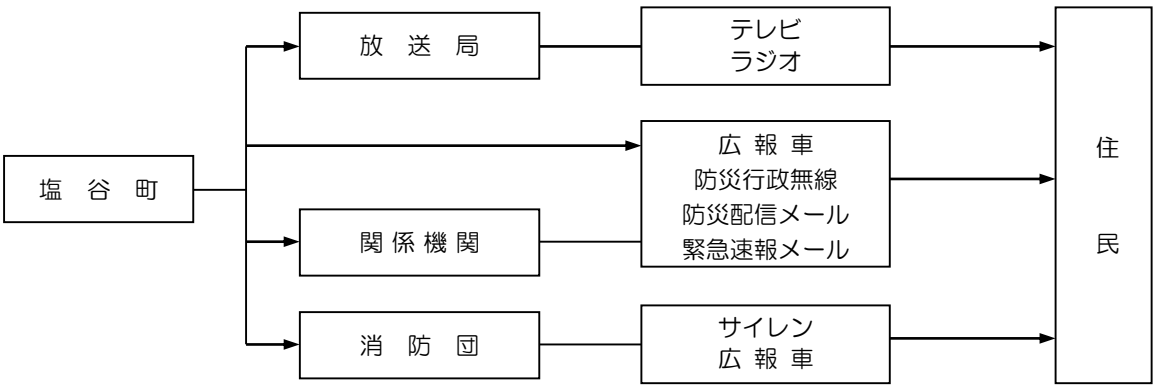

第６　洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、過去の浸水実績の把握、河川管理者から必要な情報提供、助言等による支援、気象庁の「洪水警報の危険度分布」の活用、消防団への現地調査の依頼等を実施することにより、河川ごとに危険度を判断し、住民、滞在者その他の者へ周知等を実施する。

第７　河川管理施設等の水害予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

第12節　農林業関係災害予防対策

【 実施機関 】

町	産業振興課、農業委員会
関係機関	農地・農業用施設、林業用施設、土地改良区、農林水産業共同利用施設

【 基本方針 】

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に抑えるために、町、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

【 施策及び手順 】

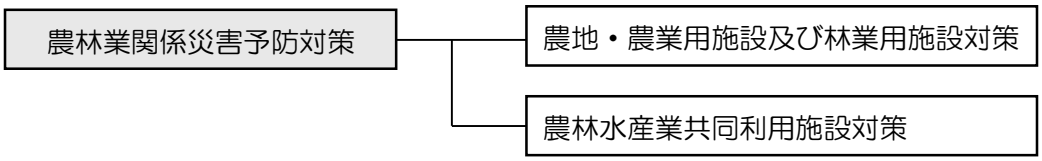

第１　農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区等の農地・農業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。産業振興課、農業委員会及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

１　共通的な対策

(1) 管理体制の整備

農業用ダム、頭首工、取水堰、大規模排水機場等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

各施設の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

２　用排水施設対策

頭首工、取水堰施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

３　ため池

産業振興課、農業委員会は、土地改良区等において、ため池の適正な管理点検を実施するよう指導する。

また、老朽化等によりため池の改良が必要なものは、防災事業等国及び県の補助事業

等により改善するよう指導する。

第２　農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、町等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

１　管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産産物倉庫、農林水産産物処理加工施設、農林水産産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

２　各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第13節　情報通信・放送網の整備

【 実施機関 】

町	総務課、企画調整課、消防団
関係機関	宇都宮地方気象台、県、塩谷消防署、東日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)

【 基本方針 】

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時から通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。

また、各通信事業者及び放送事業者は、災害時に果たす役割の重要性に鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

【 施策及び手順 】

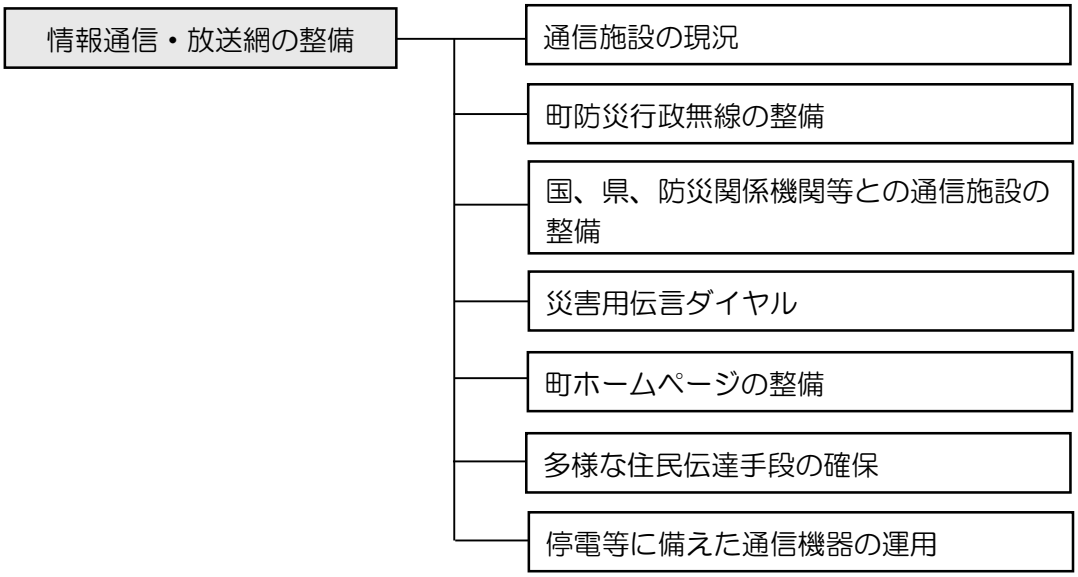

第１　通信施設の現況

現在、町が運用している通信施設は、次のとおりである。

１　町防災行政無線（同報系デジタル方式）
２　県防災行政ネットワーク
３　消防団無線
４　一般加入電話
５　携帯電話
６　インターネット
７　携帯電話等による緊急速報メール

第２　町防災行政無線の運用

総務課は、大規模災害時に住民等に対して適切に情報の提供及び避難勧告等の伝達を

行うため、防災行政無線を整備するとともに、停電等に備えて、非常用発電設備等の整備を促進する。

また、総務課は、防災行政無線情報を確認することができる防災配信メール、防災行政無線電話応答サービス等の利用を周知するとともに、小学校、保育園、介護施設等に既に設置している防災行政無線の戸別受信機の設置利用者の拡充に努める。

第３　国、県、防災関係機関等との通信施設の整備

１　全国瞬時警報システム（J－ALERT）

総務課は、国からの緊急情報を瞬時に受信できるJ－ALERTを活用し、防災行政無線（同報系）を自動起動して住民へ迅速に情報を伝達する。

２　県防災行政ネットワーク等の的確な運用

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するため、県による県防災行政ネットワークが運用されている。

総務課は、災害時に、町に配備されている県防災行政ネットワークを活用して、県及び県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

町内には次の機関に県関係の無線が設置されている。災害により町役場に設置されている県防災行政ネットワークが使用不能の場合等には、当該機関の無線を使用し、県への連絡ができるよう、平常時から当該関係機関と利用協力等について協議を行っておく。

町内外における県関係無線設置状況

機　関　名	所　在　地	電話番号	無線の種類
矢板土木事務所ダム管理部	矢板市鹿島町20-11	44―2185	県防災行政ネットワーク
佐貫ダム管理所	佐貫798	47―0816	県企業局無線

３　一般加入電話（災害時優先電話）及び衛星回線電話

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるため、総務課は、災害発生時に重要となる電話を災害時優先電話として、ＮＴＴに平常時から登録するよう努める。

また、総務課は、災害時に有効に活用できるよう、平常時から次の措置を行い、職員に周知を図るほか、町役場や他の公共施設への登録の推進に努める。

周知事項

① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

※ 大規模災害が発生した場合に、孤立集落が発生することが予想されることから、町は、衛星回線電話等の通信手段の整備を進めている。

第４　災害用伝言ダイヤル

総務課は、大規模災害が発生した場合に、電話輻輳の軽減や被災者等の不安感の軽減を図るため、安否情報の登録、または家族や友人の安否情報を確認することができる“171”災害用伝言ダイヤル及びweb171”災害用伝言板の仕組みや利用等の周知に努める。

第５　町ホームページの整備

企画調整課は、開設しているホームページを活用して、災害時に町内の被災状況等の情報提供や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平常時から整備を図っていく。

第６　多様な住民伝達手段の確保

総務課は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ、携帯電話等による町防災配信メール、緊急速報メール、町ホームページ、要配慮者に有効な戸別通報システムの整備等、住民伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、消防機関と協力して、トランシーバーやメール等消防団で効果的に活用できる通信手段の導入に努める。

第７　停電等に備えた通信機器の運用

企画調整課は、被災による停電等に備えて、通信機器のための非常用電源の確保及び適切な保守点検を実施するとともに、防災訓練等を通じて、通信機器及び非常用電源の取扱方法等の習熟を図る。

第14節　避難体制の整備

【 実施機関 】

町	各課（建設水道課は除く）
関係機関	登山施設

【 基本方針 】

災害発生時に危険区域にいる住民、帰宅困難者、登山者・観光客などを混乱少なく避難させるため、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所の選定、避難誘導体制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を住民に対し周知徹底する。

【 施策及び手順 】

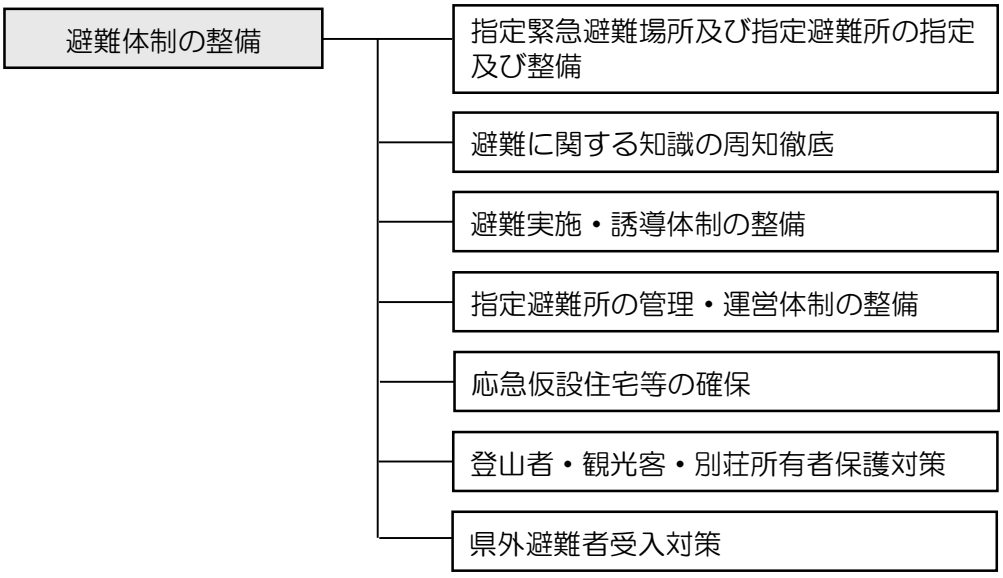

第１　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び整備

１　指定緊急避難場所の指定

総務課は、発生しうる災害の想定や東日本大震災における経験を踏まえ、公園、グラウンド、コミュニティセンター、学校、体育館等公共的施設を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、町地域防災計画に定める。

また、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。

さらに、現在指定している避難所が、住民等を受け入れる場所として適切であるか随時確認を行い、指定又は解除を行っていく。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県（県民生活部）に対して報告を行う。

⑴ 指定にあたっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年３月、内閣府）等の基準に基づき、指定する。

ア　災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
イ　災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
ウ　安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。
エ　地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

〈資料編　第4　1　避難所等一覧〉

（2）総務課は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

２　指定避難所の指定

⑴ 総務課は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての避難所を平常時から事前に必要数指定する。

⑵ 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定する。

ア　被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。
イ　速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。
ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
エ　物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

⑶ 避難所の指定については、上記（2）の基準に加えて、次のことにも留意すること。

ア　原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
イ　耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
ウ　生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
エ　学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
オ　緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

〈資料編　第4　1　避難所等一覧〉

⑷ 総務課は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

３　福祉避難所の指定

⑴ 総務課は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。

⑵ 指定にあたっては、２に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、

指定する。

ア　耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。

イ　要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

⑶ 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設の活用を図る。

⑷ 総務課は、福祉避難所の管理運営体制を明確にするために、具体的な管理・運営方法及び指定避難所から福祉避難所へ移動させる判断基準等を定めた福祉避難所運営マニュアルの作成に努める。

⑸ 総務課は、必要に応じて、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

〈資料編　第4　1　避難所等一覧〉

４　避難所の整備

総務課は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次に留意する。

整備にあたっての留意事項

○　避難所においては、耐震性を確保すること。
○　電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
○　放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段に配慮すること。
○　換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
○　帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識（平成28年３月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28年３月22日付でＪＩＳにおいて、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
○　食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
○　貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調等の施設・設備の整備に努めること。
○　被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。
○　要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調整方法を整理しておくこと。
○　要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
○　体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
○　通信事業者(東日本電信電話(株)等)の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN（Wi-Fi）の利用ができる環境整備に努めること。
○　必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
○　安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

５　公共施設等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

公共施設等の管理者は、竜巻災害に備えて、施設利用者等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所について確立するよう努める。

第２　避難に関する知識の周知徹底

総務課は、災害時の避難の万全を期するため、様々な手段や媒体を用いて、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持ち出し品、避難勧告・避難指示の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民への周知徹底に努める。

さらに、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、総務課は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、学校等の管理者は、関連教科、道徳及び総合的な学習の時間等における指導において児童生徒への防災教育を実施する。

主な周知方法

○　自主防災組織等を通じた周知
○　標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
○　マップの配布による周知
○　広報紙、インターネット等による周知
○　ＮＴＴハローページ（レッドページ）掲載による周知
○　避難訓練の実施
○　平常時の警察活動での周知

第３　避難実施・誘導体制の整備

１　避難勧告等の類型

町長は、避難勧告等の発令に際し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味合いや住民等がとるべき行動について、警戒レベルを用いて伝達する。

５段階の警戒レベル

警戒レベル	避難行動等	行動を住民等に促す情報
警戒レベル５	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報　※2 （市町村が発令）
警戒レベル４	・指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近隣の安全な場所や建物内のより安全な場所に緊急避難をする。	避難勧告 避難指示（緊急）※3 （市町村が発令）
警戒レベル３	・避難に時間を要する高齢者等とその支援者は、立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をする。	避難準備・高齢者等避難開始 （市町村が発令）
警戒レベル２	・避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報　等 （気象庁が発表）
警戒レベル１ （気象庁が発表）	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報 （気象庁が発表）

※１　各種の情報は、警戒レベル１～５の順番で発表されるとは限らない。状況が急変することもある。
※２　災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
※３　地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令　　資料：内閣府

２　避難基準の設定

⑴ 総務課は、土砂災害警戒区域や指定河川（洪水予報河川）、さらには、指定河川以外の河川（町が、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断した中小河川）について、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を設定する。

⑵ その際、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報に加え、国の避難勧告等に関するガイドラインに示されているとおり、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により検討、設定する。

⑶ 総務課は、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

２　避難勧告等の伝達手段の整備

総務課は、土砂災害警戒区域や地震に起因する崖崩れ、浸水が予想される地域の住民、火災延焼等が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第13節「情報通信・放送網の整備」第２「町防災行政無線の運用」、第６「多様な情報伝達手段の確保」のとおり、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備等を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、テレビ・ラジオ放送、町ホームページ、メール配信サービス等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民等に迅速かつ的確に伝達する。

特に、避難行動要支援者に対しては、障がいの特性に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

３　避難誘導体制の確立

⑴ 各機関連携による地域の避難体制の確立

総務課は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生し得る災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

ア　各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。
イ　地区の実態に応じ、避難経路を２箇所以上選定しておくこと。
ウ　避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
エ　避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
オ　水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

⑵ 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア　避難行動要支援者対策

保健福祉課、高齢者支援課は、県と連携して、避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援内容を具体的に定めるとともに、災害時に安全か

つ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、避難行動要支援者が利用する公的社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難計画を策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

イ　帰宅困難者対策

ア）帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大規模震災等の発生による鉄道等の交通機関の運行禁止のために外出先で足止めされ、徒歩で自宅に帰ろうとした場合に、自宅までの距離が長距離であるために帰宅が困難となる者をいう。

イ）避難場所の確保

鉄道事業者は、大規模震災の発生により列車が長期間停止する場合に備え、次に掲げる帰宅困難者対策を講じておくよう努める。

・バス等による代替輸送等の計画の策定
・帰宅困難者を一時的に滞留させるための施設の整備
・飲料水及び非常食の備蓄
・町、県、県警察と連携した避難誘導体制の整備

総務課は、町外の鉄道等の利用者が帰宅困難者となり、徒歩等で町内を移動することを想定し、帰宅困難者を収容できる避難場所の確保、飲料水、食料及び毛布等の物質の備蓄に努める。

企業や事業所等は、帰宅困難者の発生に備えて、必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物質を一定量備蓄するよう努める。

ウ）町民への事前周知

総務課は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民へ周知する。

鉄道事業者は、利用者に対して大規模震災発生時にとるべき対応の周知を図る。

企業や事業所等又学校は、従業員又は児童生徒に対して、「むやみに移動を開始しない」という基本原則、並びに災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知に努める。

ウ　不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

総務課、塩谷広域行政組合消防本部、警察は連携し、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。

また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第４　指定避難所の管理・運営体制の整備

１　指定避難所の管理・運営体制の確認

総務課は、各指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、指定避難所をスムーズに開設・運営できるよう責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等

を毎年度確認しておく。

また、「塩谷町避難所運営マニュアル」について状況に応じた見直しを行い、施設管理者等の関係者へ周知を図る。

２　職員派遣体制の整備

総務課、建設水道課を除く全部署は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

３　自主防災組織、ボランティア団体等との連携

総務課、保健福祉課、高齢者支援課は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、町社会福祉協議会、ＮＰＯ及びボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

４　指定管理者等との役割分担の明確化

総務課は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

５　専門家等との情報交換

建設水道課を除く全部署及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第５　応急仮設住宅等の確保

建設水道課は、応急仮設住宅の建設可能な用地を把握する等、供給体制をあらかじめ整備しておく。

また、災害時に被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備する。

さらに、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第６　登山者・観光客・別荘所有者保護対策

１　登山規制・立入規制事前対策

総務課は、県と連携し、観光客・登山客の立入りが多い場合においては、火山活動の状況に応じ、登山規制、立入規制等の措置を速やかにとることができるよう、あらかじめ実施体制について関係機関と協議しておくとともに、看板や規制杭・封鎖用ロープ等の機材の整備に努める。

２　観光客・登山者・別荘所有者への普及啓発活動

事前の普及啓発活動が困難であり、また予備知識も少ないと考えられる観光客や登山者、別荘所有者の安全確保を図るため、総務課は、周辺の店舗、宿泊施設及び観光施設

等不特定多数が利用する施設に、ハザードマップや啓発用ポスターの掲示並びに観光客向けの異常現象や噴火発生時等の対応措置を示したパンフレット等を常置するよう努める。

また、総務課は、風水害や地震、火山の危険性の知識の少ない外国人観光客の安全確保を図るため、日本語以外のハザードマップ、パンフレット等の作成に努める。

３　施設管理者に対する対策の指導

総務課及び塩谷広域行政組合消防本部は、観光客や登山客が旅館等宿泊施設や観光施設等を利用している時の安全確保を図るため、これら不特定多数が利用する施設の管理者に対して、防災計画の策定や避難訓練等を実施するよう指導に努める。

４　別荘地区における対策

総務課は、別荘所有者に対する安全確保を図るため、ハザードマップや避難場所・避難経路その他避難に必要な事項を記載したパンフレット等の戸別配布に努めるとともに、防災情報の発表や避難勧告等の重要な情報を別荘地区に対しても速やかに伝達が行える体制の整備に努める。また、別荘が被災を受けた場合に所有者に速やかに連絡が取れるよう、所有者の連絡先の把握に努める。

第７　県外避難者受入対策

１　県外避難者受入場所の確保

総務課は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ受入場所として使用できる施設を選定しておく。

２　県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として本節第４「指定避難所の管理・運営体制の整備」に準じて行う。

３　避難所の整備

本節第１の４「避難所の整備」に準ずる外、県有施設の活用も視野に入れた準備を行う。

第15節　消防・救急・救助体制の整備

【 実施機関 】

町	総務課、消防団
関係機関	塩谷広域行政組合消防本部、自主防災組織

【 基本方針 】

町は、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、県及び消防機関の協力を得て、災害に備えた体制の整備充実を図る。

【 施策及び手順 】

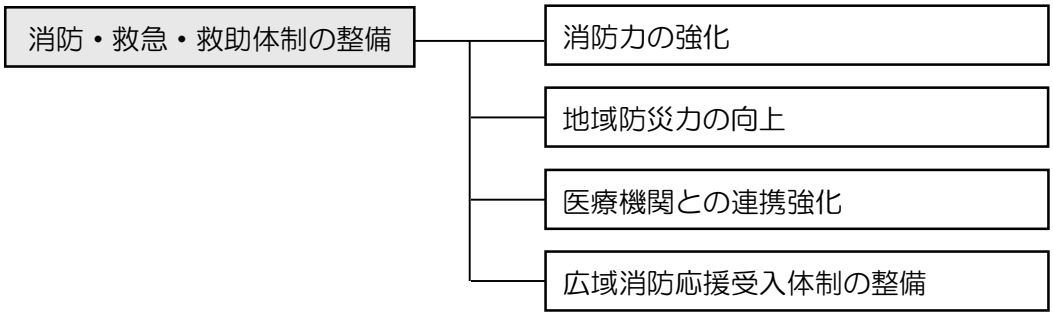

第１　消防力の強化

１　組織の充実強化

総務課、塩谷広域行政組合消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

２　消防施設・設備等の整備充実

(1) 救急・救助用車両・資機材等の整備

総務課、塩谷広域行政組合消防本部は、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる隊員の養成を図るとともに、「消防力の整備指針」等により、県の支援を受けて救助工作車、高規格救急車等の救急・救助資機材の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

(2) 消防水利の確保・整備

総務課、塩谷広域行政組合消防本部は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

ア　消防水利施設の整備

塩谷広域行政組合消防本部は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐

震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

イ　河川水の緊急利用

総務課、塩谷広域行政組合消防本部は、市街地を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

ウ　耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

総務課、塩谷広域行政組合消防本部は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

第２　地域防災力の向上

１　自主防災組織等の育成・強化

総務課は、自治会、消防団ＯＢ等を中心とした自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、塩谷広域行政組合消防本部、消防団との防災訓練を実施することにより、災害時における情報の提供や救助活動に対する協力体制を整備する。

２　自衛消防力の強化

⑴　自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、塩谷広域行政組合消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

⑵　消防用設備等の整備充実

塩谷広域行政組合消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、消防法第17条に規定する防火対象物の関係者に対し、消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

第３　医療機関との連携強化

塩谷広域行政組合消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第４　広域消防応援受入体制の整備

町は、県内市町と相互応援協定を締結しており、災害時には、当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法等を明確にしておく。

また、塩谷広域行政組合消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づく応援について具体的に定めた「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、災害時における救急・救助活動に万全を期す。

第16節　保健医療体制の整備

【 実施機関 】

町	保健福祉課、高齢者支援課
関係機関	(一社)塩谷郡市医師会、(一社)栃木県医師会、(一社)栃木県歯科医師会、(一社)栃木県薬剤師会、(公社)栃木県看護協会、(公社)栃木県柔道整復師会、日本赤十字社、自主防災組織

【 基本方針 】

大規模な風水害や地震発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、町は、医療機関等と災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

【 施策及び手順 】

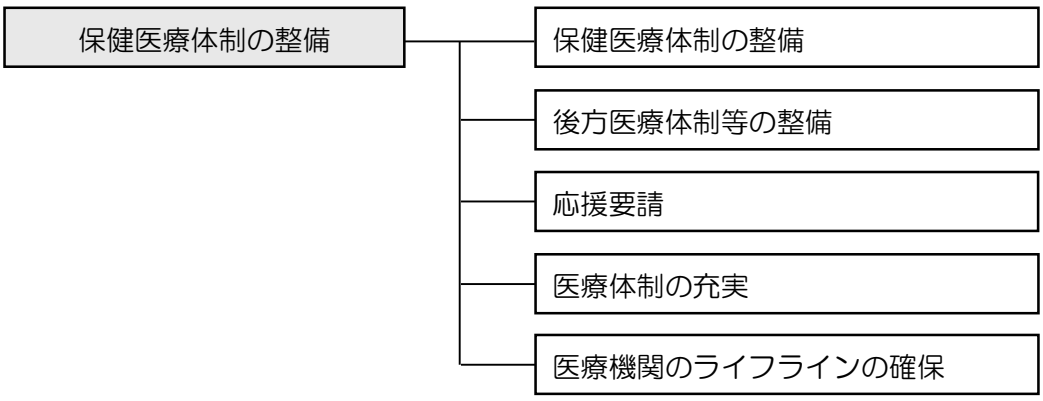

第１　保健医療体制の整備

保健福祉課は、医療機関等と連携し、保健医療体制の整備を図る。

１　町の対策

⑴ 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。

⑵ 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

⑶ 救護班の編成、出動体制を確立する。

⑷ 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

〈資料編　第4　3⑶　町内医療機関一覧〉

２　住民、自主防災組織等による自主救護体制の整備

保健福祉課は、災害時の医療救護活動をより円滑に行うために、地域の住民、自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援できるよう、塩谷広域行政組合消防本部が定期的に開催する「救命応急手当講習」等への受講を奨励する。

３　要配慮者への対応

人工呼吸器使用者は、大規模災害が発生した場合にも、バッテリーや酸素供給体制のバックアップが必要であり、また人工透析者も継続して医療の提供が受けられる必要があるため、保健福祉課、高齢者支援課は、平常時から関係機関と協議して、当該要配慮者に対する医療支援体制の整備を図る。

第２　後方医療体制等の整備

１　保健福祉課は、救護所における救護班では対応できない重症者等を収容するため、塩谷郡市医師会等と連携を密にし、重症患者の受け入れの拠点となる医療機関の確保に努めるなど後方医療体制の整備を図る。

２　県は、多発性外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救助患者の救命医療を行うための高度診療機能、被災地からとりあえずの重症傷病者の受入れ機能、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）等の受入れ機能、広域搬送への対応機能、ＤＭＡＴの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能等を有する拠点病院を指定しており、これより災害時における医療の確保を図ることとしている。保健福祉課は、県及び関係機関との連携体制の確立に努める。

３　災害発生に備えた研修・訓練の実施

災害時に的確な医療救護活動を実施するためには、日頃から災害発生に備えた研修・訓練の実施が不可欠であるため、災害拠点病院等は、病院防災マニュアルを作成し、トリアージ等を含めた研修・訓練を計画的に実施するよう努める。

〈資料編　第4　3⑵　県指定災害拠点病院一覧〉

第３　応援要請

町内の医療救護活動が医師等の不足、医薬品・医療機材の不足等により円滑に実施できない場合には、県に応援要請して対処する必要がある。

このため、保健福祉課は、県への応援要請方法や「災害時における市町相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続き等について習得しておく。

〈資料編　第2　1　官公庁等との協定（広域協定含む）〉

第４　医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

１　非常事態に即応するため、平常時から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。

２　年間２回以上避難訓練を実施し、そのうち１回は夜間に実施するよう努める。

３　避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。

４　病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難

な患者は、ナースステーションに隣接した場所など避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。

また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

５　災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第５　医療機関のライフラインの確保

保健福祉課は、医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス、患者搬送用燃料等の災害時における医療施設への円滑な供給体制の整備に努める。

〈資料編　第4　3⑵　県指定災害拠点病院一覧〉

〈資料編　第4　3⑶　町内医療機関一覧〉

第17節　緊急輸送体制の整備

【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課
関係機関	関東地方整備局、矢板警察署、塩谷消防署、(一社)栃木県トラック協会、(一社)栃木県バス協会、(一社)栃木県タクシー協会

【 基本方針 】

大規模災害発生時に、緊急輸送、消火活動、救援物資輸送等を迅速かつ円滑に実施するため、緊急輸送体制の整備を図る。

【 施策及び手順 】

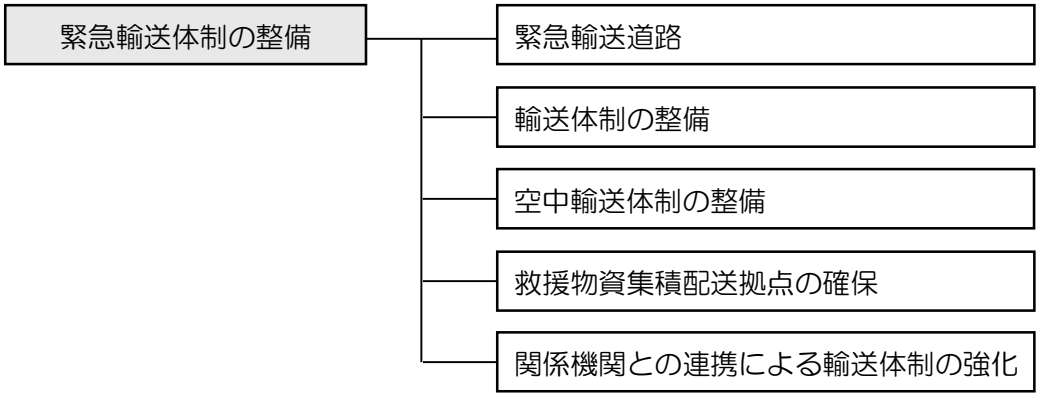

第１　緊急輸送道路

１　本県の緊急輸送道路の状況

本県で緊急輸送道路に指定している路線の区分、設定基準は次のとおりであり、隣接県の主要道路と接続し、また、本章第18節「防災拠点の整備」で定める防災拠点や主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

緊急輸送道路の区分、設定基準

区　分	設　定　基　準
第１次緊急輸送道路	・県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・県内を縦貫し、隣接県に連絡する広域幹線道路
第２次緊急輸送道路	・第１次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第３次緊急輸送道路	・第１次、第２次緊急輸送道路の機能を補完する道路

２　町内における県指定緊急輸送道路

町内における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

町内における県指定緊急輸送道路

区　分	道路種別	路　線　名	区　　間
第１次緊急輸送道路	国道（県管理）	国道461号	一部（日光市大谷向町［国道121号交点］～　大田原市城山［国道400号交点］）
第２次緊急輸送道路	主要地方道	藤原宇都宮線	一部（塩谷町玉生［塩谷町役場前］～　宇都宮市塙田４［宇都宮向田線交点］）
	〃	宇都宮船生高徳線	一部（塩谷町船生［国道461号交点］～　日光市高徳［国道121号交点］）
第３次緊急輸送道路	〃	藤原宇都宮線	一部（日光市藤原［国道121号分岐］～　塩谷町玉生［塩谷町役場前］）
	〃	塩谷喜連川線	一部（塩谷町大宮［国道461号分岐］～　さくら市喜連川［喜連川庁舎前］）

３　町による緊急輸送道路の指定検討

総務課、建設水道課は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、町内の県指定緊急輸送道路と町の災害対策活動拠点（町役場、指定避難場所、飛行場外・緊急離着陸場など。第18節「防災拠点の整備」第２参照）を結ぶ町道、又は町の災害対策活動拠点同士を結ぶ町道を町の緊急輸送道路として指定することを検討するとともに、拡幅等の必要な整備を推進する。

第２　輸送体制の整備

１　輸送手段の確保

総務課、建設水道課は、保有する車輌等だけでなく、防災関係機関等にも応援・協力を求めて輸送手段を確保する。

２　県への斡旋要請

総務課、建設水道課は、必要に応じ、県に対して輸送手段の斡旋を依頼する。

３　燃料の確保

総務課は、災害時における緊急輸送活動に必要な燃料については、石油業協同組合等に協力を求めて確保する。

４　警察等関係機関との連携強化

⑴　総務課、建設水道課は、警察、消防機関、道路管理者及び運送業者等関係機関と連携・協議し、主要な防災拠点、輸送拠点及び緊急医療機関等を結ぶ緊急輸送道路の選定に努める。

⑵　建設水道課は、緊急輸送道路の通行が円滑に行われるよう、交通規制用のカラーコーンや標識等の備品の確保に努める。

⑶　総務課、建設水道課は、警察と連携し、避難住民の車両が緊急輸送の妨げとならないよう、車両を利用しての避難自粛の周知を図る。

第３　空中輸送体制の整備

総務課、建設水道課は、災害時に、道路が土砂崩れ、橋りょうの破損等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、町地域防災計画に定めておく。

〈資料編　第４　４　飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第４　救援物資集積配送拠点の確保

建設水道課は、災害発生時の救援物資や復旧資材等の積み替え、又は一時保管のための輸送拠点の確保に努める。

第５　関係機関との連携による輸送体制の強化

１　民間協力団体との連携強化

総務課は、災害時において、迅速かつ円滑に緊急輸送や道路障害物除去作業を実施できるよう、あらかじめ、民間協力団体（運送業者、建設業協会等）との協定の締結に努める。

２　建設関係機関との連携体制

総務課、建設水道課は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路上の障害物除去作業、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

第18節　防災拠点の整備

【 実施機関 】

町	総務課
関係機関	塩谷消防署、塩谷町社会福祉協議会、社会福祉施設

【 基本方針 】

町は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく。

【 施策及び手順 】

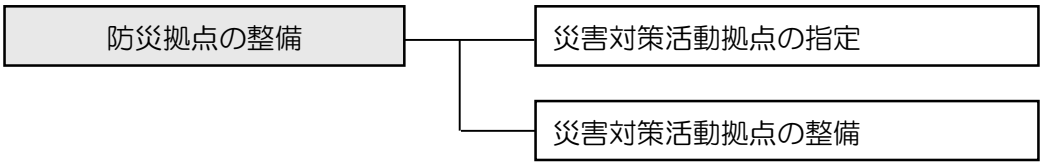

第１　災害対策活動拠点の指定

総務課は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を町の災害対策活動拠点として位置づけ、必要な整備する。

町の災害対策活動拠点

① 応急対策活動拠点：塩谷町役場、日々輝学園高等学校　開桜館（３階）
② 避難対策活動拠点：指定避難所
③ 物資備蓄拠点：防災備蓄倉庫、塩谷中学校アリーナ
④ 物資輸送拠点：飛行場外・緊急離着陸場（総合公園・自然休養村センターグランドなど）
⑤ 消防活動拠点：消防団詰所
⑥ 災害ボランティア活動拠点：塩谷町老人福祉センター

〈資料編　第4　1　避難所等一覧〉
〈資料編　第4　2　防災倉庫備蓄状況〉
〈資料編　第4　4　飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

第２　災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、東日本大震災における経験を踏まえて、関係機関と連携を図りながら推進していく。

１　災害対策活動拠点の種類

(1) 町災害対策本部

総務課は、災害対策活動の第一線の拠点となる町役場（代替施設）について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。

また、被災により町庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

災害対策本部設置場所の代替施設

施　設　名	所　在　地	電話番号
日々輝学園高等学校 （開桜館　３階防災無線室）	塩谷町大宮2579―１	0287―45―1101

⑵ 業務継続性の確保

総務課は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、「塩谷町業務継続計画」に基づき、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

⑶ 各地区応急活動拠点

総務課は、各地区の応急活動の拠点として、指定避難所に指定されている公立学校等の施設を中心に、必要な整備を図る。

⑷ 地域物資拠点（二次集積拠点）

総務課は、町施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

２　災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をしていく。特に、災害時において中枢の役割を担う災害対策本部の設置場所となる町役場（代替施設、日々輝学園高等学校　開桜館・３階、防災行政無線室）については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

また、広域災害対策活動拠点及び地域災害対策活動拠点についても、必要性の高いものから順次整備を進めていく。

⑴ 建築物の耐震・不燃等堅牢化
⑵ 非常用電源
⑶ 防災行政無線・衛星電話等の整備
⑷ 耐震性貯水槽（飲料水兼）、防火水槽
⑸ 備蓄倉庫

３　施設の配置

総務課は、町内全域における災害対策活動を行うにあたって、必要な体制を確保できるような配置に努める。

第19節　建築物災害予防対策

【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課、学校教育課、生涯学習課、産業振興課
関係機関	県、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署

【 基本方針 】

水害・台風、竜巻等風害、地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、町、施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化、建築物の耐震・耐火性の強化等必要な防災対策を講じる。

【 施策及び手順 】

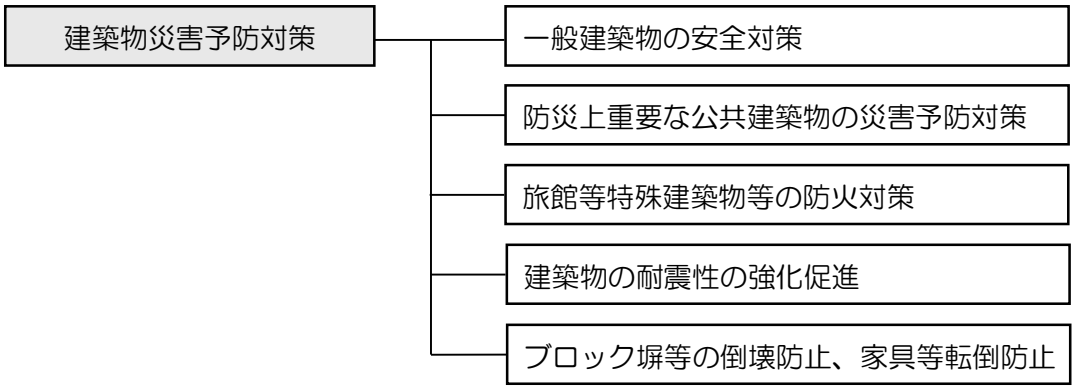

第１　一般建築物の安全対策

１　老朽危険建築物に対する調査、指導

県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、移転、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行うものとし、町は県に協力する。

２　特殊建築物の検査、指導

県は、旅館、百貨店、マーケット、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導し、町は県に協力する。

第２　防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は指定避難所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施する。

１　防災上重要な公共建築物

⑴ 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）（本章第18節「防災拠点の整備」第２「災害対策活動拠点の整備」参照）

⑵ 医療救護活動の施設（病院等）

⑶ 応急対策活動の拠点（学校、塩谷消防署、消防団車庫等）
⑷ 避難収容施設（学校、コミュニティセンター、体育館等）
⑸ 社会福祉施設等

２　防災対策の実施

（1）建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、建築基準法、消防法の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

⑵ 防災設備等の整備

施設管理者は、次の防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア　飲料水の確保
イ　非常用電源の確保
ウ　敷地内の排水施設、擁壁等の整備
エ　配管設備類の固定・強化
オ　施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
カ　その他防災設備の充実

（3）施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

ア　法令基づく点検等
イ　建設時の図面及び防災関連図面
ウ　施設の維持管理の手引

第３　旅館等特殊建築物等の防火対策

旅館等の火災に際し、設備及び防火管理体制の不備のため多数の尊い人命が失われる場合が非常に多い。

塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署は、不特定多数の人々が宿泊する旅館等における火災、その他の事故を防止するための総合的な安全対策を樹立するとともに、防火体制の万全を期し、防火対策を推進する。

第４　建築物の耐震性の強化促進

１　公共建築物の耐震・耐火対策

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、または避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、関係各課は、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

⑴ 町庁舎等の整備

関係各課は、本章第18節「防災拠点の整備」のとおり、災害対策の中枢施設として重要な役割を担う町庁舎等の耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

⑵ 学校校舎

学校教育課は、震災時における児童生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確

保の観点に立った整備を図る。

また、設備・備品等の安全管理として、コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

⑶ その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

⑷ 老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造または鉄骨構造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。

⑸ 建物の定期点検及び臨時点検の実施に伴う破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

２　耐震診断、耐震改修の促進指導

建設水道課は、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有さないと想定される既存建築物等について、町耐震改修促進計画に基づき、建築物の所有者等に指導、助言を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。

また、天井の脱落防止対策についても、県と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

３　耐震性に関する知識の普及

建設水道課は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、県等と連携し、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

４　耐震診断、耐震改修等の費用助成

耐震診断・改修等の実施には相当の費用を要することから、建設水道課は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

第５　ブロック塀等の倒壊防止、家具等転倒防止

１　ブロック塀等の倒壊防止

公共施設の設置者及び管理者は、建築基準法の基準に適合しないブロック塀等の危険箇所の解消に努める。

２　家具等転倒防止

総務課、建設水道課は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第20節　公共施設等災害予防対策

【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課
関係機関	関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話㈱、東京電力パワーグリッド㈱、㈳栃木県建設業協会

【 基本方針 】

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす道路、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

【 施策及び手順 】

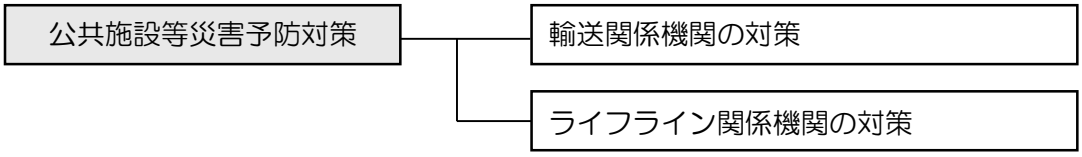

第１　輸送関係機関の対策

１　道路施設

道路管理者は、災害時において安全性、信頼性の高い道路機能を確保するため、次に示す施設整備に努めるとともに、巡回・点検等の予防対策を講じる。

⑴ 施設等の整備

災害時における道路機能を確保するため、道路の維持管理の万全を期すとともに、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備に努める。

⑵ 補強等の対策工事の実施

落石等危険箇所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策工事を実施する。

⑶ 災害情報の収集・連絡体制の整備

災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、防災関係機関との災害情報の収集・連絡体制の整備を図る。

２　ヘリポート（防災ヘリ・ドクターヘリ・自衛隊等）施設

総務課は、災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

また、玉生・船生・大宮地区ごとにヘリポートを配置できるように計画するとともに、必要な施設整備と維持管理に努める。

第２　ライフライン関係機関の対策

１　水道施設

建設水道課は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道施設の

より一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

⑴ 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

⑵ 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図を作成する。

⑶ 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急遮断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

⑷ 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、特に塩素ボンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨、地震等の発生に伴う漏えい、その他の２次災害の発生を防止するための措置を講じる。

⑸ 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

⑹ 配水路管等の改良

石綿セメント管等の老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

⑺ 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

⑻ 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

水道事業浄水施設

事業		浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口（人）
事業名（事業主体）	種別				
塩谷町	上水道事業	玉生水源	浅井戸・深井戸	消　毒	4,690
		船生水源	〃	〃	3,290
		熊ノ木水源	深井戸	〃	112
		鳥羽新田浄水場	表流水	膜処理・消毒	432
		山口水源	浅井戸	消　毒	159
		西古屋水源	〃	〃	167
		大久保水源	深井戸	〃	725

２　下水道施設

⑴ 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

⑵ 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

３　電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド㈱大田原営業センターは、次の予防措置を講じる。

⑴ 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯など漏電等次による火災防止に努める。

なお、関係法規の定めるところにより、次の業務を実施する。

ア　一般需要家の屋内電気工作物

屋内の一般用電気工作物は４年に１回、電路の絶縁抵抗測定を実施する。

イ　配電線路（引込線を含む）

ア）５年に１回の巡視を実施する。なお、市街地など地域環境変化の著しい地域は、２、５年に１回のパトロールを実施する。

イ）柱上変圧器の第２種接地抵抗箇所は５年に１回測定し、高圧電路と低圧電路との混触時における低圧電路の電位上昇防止に努める。

⑵ 施設対策

ア　水害対策

ア）送電設備

架空電線路は、土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート回避、擁壁、石積み強化を実施する。

イ）変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋内機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

イ　風害対策

各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所は補強等により対処する。

ウ　雷害対策

ア）送電施設

架空地線の設置、アークホーンの取付け、鉄塔等の接地抵抗の低減等を行う。

イ）変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ）配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取り付け、対処する。

⑶ 要員の確保

ア　要員の確保

ア）非常災害対策本部・支部構成表に基づく個々の要員（含む交代要員）を定め、連絡経路・方法等を確立しておく。また、交通途絶等により所属する本部・支部に出動することが不可能な場合を想定し、個々の要員について出動すべき最寄り事業所を定めておく。

イ）復旧作業等において応援を必要とする請負会社等の連絡体制を確立しておく。

イ　資機材等の確保対策

ア）復旧作業等に必要な資機材、車両、舟艇、航空機、無線局等について、あらかじめ災害時における調達について特約しておくなど、その確保、整備に努める。

イ）非常用食料、飲料水等についてあらかじめ必要量を備蓄等により確保しておく。

⑷ 防災訓練の実施

災害発生時の円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年１回、全店をあげ実施する。

第21節　危険物施設等災害予防対策

【 実施機関 】

町	総務課、保健福祉課、高齢者支援課
関係機関	危険物施設の所有者等、塩谷広域行政組合消防本部、塩谷消防署、矢板警察署、県

【 基本方針 】

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、町は、県、事業者等関係機関と連携して、各種予防対策を実施する。

【 施策及び手順 】

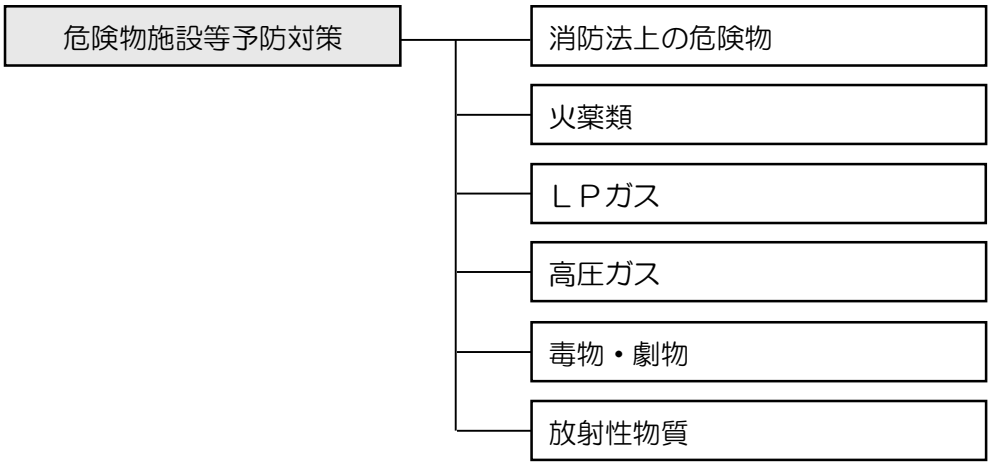

第１　消防法上の危険物

塩谷広域行政組合消防本部等は、本町における危険物施設（許可施設）に、適時必要な安全対策の指導を行っている。

塩谷広域行政組合消防本部及び「消防法」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏えい、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

１　危険物施設の所有者等が実施する対策

⑴ 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。

⑵ 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。

⑶ 大規模な災害や地震発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性・耐震性の向上に努める。

⑷ 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

⑸ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

⑹ 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

⑺ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

２　塩谷広域行政組合消防本部が実施する対策

⑴　危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

⑵　既設の危険物施設については、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時、地震発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

⑶　危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

⑷　立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

ア　危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査

イ　危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査

⑸　危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

⑹　化学消防自動車等の整備に努める。

〈資料編　第5　３　危険物施設一覧〉

第２　火薬類

１　事業の対策

事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いにかかる技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

２　県等の対策

煙火製造所、火薬類消費場所、火薬類販売者事業所等の保安検査、立入検査を計画的に実施し、保安確保の強化に努める。

３　保安意識の高揚

煙火製造者、火薬類消費者、火薬類販売者等を対象として、保安確保のための保安講習会を開催するほか、危害予防週間等における重点的な啓発活動を通して、火薬類関係者の保安意識の高揚を図る。

４　自主保安体制の強化

製造業者の危害予防規程の充実及び確実な履行を促進するとともに、火薬類関係事業所の自主保安体制の強化を図る。

第３　ＬＰガス

塩谷消防署及びＬＰガスの販売事業者、保安機関（以下、本節において「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するＬＰガス事故の抑制に努める。

１　販売事業者等が実施する対策

⑴　一般消費者等に対する災害予防措置の実施

ア　災害に起因するＬＰガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に

行うとともに、ガス漏れ警報器の整備を促進する。

イ　災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

⑵ 販売事業者等の災害予防体制の強化

ア　従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、防災訓練等に積極的に参加させる。

イ　災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

ウ　容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

第４　高圧ガス

塩谷消防署及び高圧ガス施設の所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、次により災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

１　高圧ガス事業者が実施する対策

⑴ 災害予防措置の実施

ア　高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないよう不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。

イ　防消火設備、除害装置及び緊急遮断装置の確実な作動を確保する。

ウ　多数の容器を取り扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。

エ　防災資機材、緊急点検及び応急措置に必要な資機材の整備を充実強化する。

オ　緊急時には、高圧ガス設備について速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。

２　災害予防体制の強化

⑴ 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し、自主保安体制の充実強化に努める。

⑵ 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事業所など地域の応援協力体制の構築を図る。

第５　毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」により、これらを飛散、漏えい等させないよう措置を講じなければならないとされている。

塩谷消防署は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

１　取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

２　貯蔵量の把握

毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

３　取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

４　講習会等の実施

毒劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

５　連絡体制の整備

総務課、県、塩谷広域行政組合消防本部、医療機関等は相互に連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

〈資料編　第5　４　毒物劇物製造（販売）業等登録状況〉

第６　放射性物質

１　放射性同位元素等取扱い施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱い施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏えい等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、国に対する通報連絡体制を整備する。

２　町・消防機関等の対策

⑴　総務課及び塩谷広域行政組合消防本部は、県と連携し、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

⑵　総務課、消防機関は、放射性物質取扱い施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

⑶　総務課は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。

⑷ 保健福祉課は、あらかじめ町内の医療機関に対して、放射線被爆による障害の専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握する。

また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県と連携して県内の医療機関における検査体制について把握しておく。

⑸ 保健福祉課、県警察及び塩谷広域行政組合消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第22節　鉱山、岩石採取場等災害予防対策

【 実施機関 】

町	産業振興課
関係機関	関東東北産業保安監督部、県、採石業者

【 基本方針 】

大規模な地震発生時に鉱山、岩石採取場等における災害を防止するため、事業者等に対する規制、指導等の各種予防対策を実施する。

【 施策及び手順 】

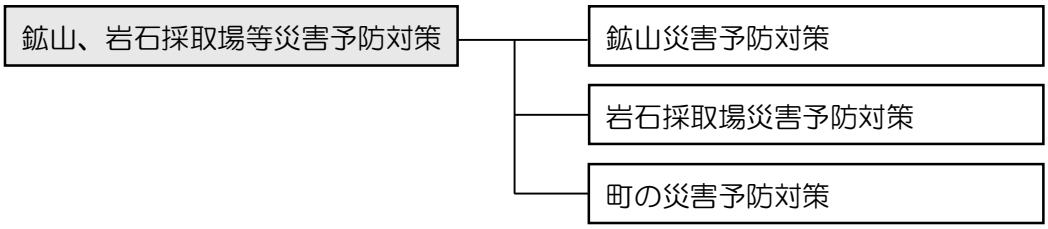

第１　鉱山災害予防対策

本県における「鉱業法（昭和25年法律第289号）」に基づく稼働鉱山は、平成28年12月末現在、県内に30箇所あり、石灰石の採掘が主となっている。

関東東北産業保安監督部は、災害発生時の鉱山における被害発生を防止するため、「鉱山保安法（昭和24年法律第70号）」に基づき、次の事項について指導、監督する。

なお、町内には、採石場跡地が３か所、休廃止鉱山が１か所ある。

第２　岩石採取場災害予防対策

本県における「採石法」（昭和25年法律第291号）に基づく岩石採取場は、平成29年３月末現在47箇所（内大谷石採取８、芦野石採取７）ある。

県（産業労働観光部）、採石業者等は、災害発生に伴う岩石採取場での被害を防止するため、平常時から、次により岩石採取場の安全確保に努める。

１　採石業者等が実施する対策

⑴ 採取計画の遵守

採石業者等は、岩石採取場における災害を防止するため、自身が作成した採取計画に定められた災害防止のための方法等に従って岩石の採取を行い、災害発生の予防に努める。

⑵ 自主災害防止体制の確保

採石業者等による安全パトロールの実施や関係団体の災害防止に関する普及啓発事業等により、自主災害防止体制を確保する。

２　県（産業労働観光部）が実施する対策

⑴ 災害発生予防に関する啓発等

採石業者等を対象とした関係団体の講習会等に協力し、災害発生の防止に関する意識の高揚を図る。

⑵ 指導・監督

ア　緊急措置命令、廃止業者に対する災害防止命令、立入検査等の実施により、岩石採取場に対する指導、監督の強化を図る。

イ　災害発生時に速やかに対応し得るよう関係団体と連携を密にし、連絡体制の充実強化を図る。

第３　町の災害予防対策

１　陸砂利採石監視員の設置

産業振興課は、町内の岩石採取場及び陸砂利採取場における違法採取を監視し、公共施設の破損、不法浸掘、流水の汚濁、危険発生等を防止するため、「塩谷町陸砂利採石監視員設置要綱」（平成５年要綱第９号）に基づき、陸砂利採石監視員（以下「監視員」という。）を置く。

２　監視員の職務

監視員の職務の内容は、次のとおりである。

⑴ 陸砂利、採石の採取状況の把握

⑵ 砂利採取法、採石法に対する違反行為の監視

⑶ 無許可採取等の情報の収集

３　監視の報告

監視員は、監視業務の内容をその都度町長に報告するほか、監視において災害が発生したとき、若しくは災害が発生するおそれがあると認められるとき、又は違反行為等を発見したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

第23節　文教施設等災害予防対策

【 実施機関 】

町	学校教育課、生涯学習課
関係機関	公立学校、社会教育施設、塩谷広域行政組合消防本部

【 基本方針 】

水害・台風、竜巻等風害、地震発生時の幼児・児童生徒及び教職員の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

【 施策及び手順 】

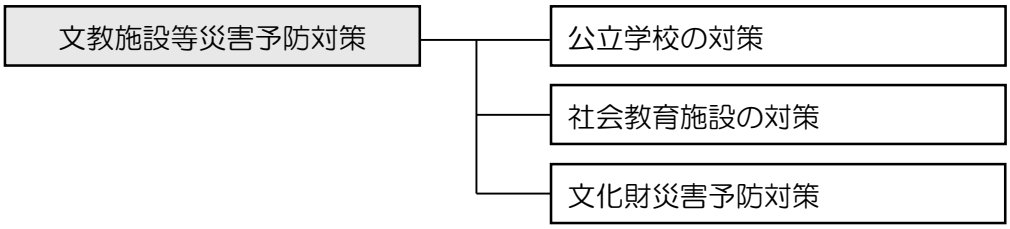

第１　公立学校の対策

１　学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法」（平成28年4月1日施行第27条）に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保及び安否確認を行い、学校、教育委員会及び総務課の間の情報連絡手段・体制の整備や教職員、保護者及び地域の関係機関・団体との情報連絡（安否確認を含む）体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

「学校安全計画」作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ⑴ 災害教育に関する事項 ア　学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項 イ　特別活動、部活動等における指導事項 ⑵ 災害管理に関する事項 ア　防災のための組織づくり、連絡方法の設定 イ　避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ウ　防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 エ　防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 ⑶ 災害に関する組織活動 ア　家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施 イ　教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

「危険等発生時対処要領」作成上の留意点
学校安全計画を受け、地域・学校の実状等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。 ・大規模災害時における児童生徒等の安全確保の方策 ・時間外における教職員の参集体制 ・保護者への引き渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制 など

２　学校等の防災体制の確立

⑴ 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、地震発生時の児童生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルを作成し、訓練の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直して実効性のあるものにしておくことが必要である。

⑵ 応急対策への備え

ア　校長等は、災害発生時における児童生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒等に応急対策に関わる教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

イ　学校教育課は、学校等が保護者との間で災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

⑶ 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

３　児童生徒等及び教職員に対する防災教育

学校教育課は、学校教育を通じて教職員及び児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難の方法等を習得させる。

⑴ 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。

ア　自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。その際に、県が作成した防災関係指導資料や国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、栃木県防災館等の施設の活用などに配慮する。

ア) 自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成

想定を超える災害が起こる可能性が常にあり、過去の地震でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

イ）防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実

災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。

また、東日本大震災の教訓だけでなく、地域において現在も生き続けている、過去の災害教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有効である。

イ　支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

⑵ 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。教職員は、事前に学校等防災マニュアルに基づいた実践的な訓練を実施し、適切に対処できるようしておく。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

⑶ 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

学校教育課は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第２　社会教育施設の対策

１　社会教育施設危機管理計画の作成

コミュニティセンターや生涯学習センター等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設整備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

⑴ 施設危機管理計画作成上の留意点

年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。

ア　災害管理に関する事項

- 防災のための組織作り、連絡方法の設定
- 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定
- 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

イ　災害に関する組織活動

・地域社会と連携した周辺危険箇所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施
・職員を対象とした防災に関する研修
・利用者に対する防災情報提供

２　社会教育施設の防災体制の確立

⑴ 事前対策の確立

施設長は、災害発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続中止について、事業運営担当との連携を図り、事前対策を確立しておく。

⑵ 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の避難・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

⑶ 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

３　利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

生涯学習課は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等を習得する機会の充実に努める。

⑴ 防災教育の充実

ア　社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。

イ　防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ　災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

⑵ 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

⑶　職員の防災意識の高揚と指導力の向上

生涯学習課は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第３　文化財災害予防対策

学校教育課、生涯学習課は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、塩谷広域行政組合消防本部と連携して、次の安全対策の促進を

図る。

１　文化財所有者等への防災指導

文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

２　防火施設・設備の整備充実等

文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて、収蔵品等個々の文化財の所在を所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

３　防火訓練の実施等

「文化財防火デー」（１月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第24節　大規模災害時における応援・受援

【 実施機関 】

町	総務課
関係機関	協定締結団体

【 基本方針 】

町は、被災市区町村応援職員確保システムや災害時相互応援協定による人員派遣スキームを基本として相互応援体制を整備する。

また、災害時相互応援協定の締結や受援計画の策定等により、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

【 施策及び手順 】

- 大規模災害時における応援・受援
  - 被災市区町村応援職員確保システム
  - 市町相互応援体制の整備
  - 他都道府県の被災に対する応援
  - 大規模災害に備えた受援計画
  - 緊急消防援助隊受援体制

第１　被災市区町村応援職員確保システム

総務省は、平成30年４月より全国一元的な応援職員の派遣の仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システム」を構築し、運用している。本システムは、被災市区町村長への助言など災害マネジメントを支援する総括支援員の派遣を行う仕組み及び都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組みの二本立てとなっている。

被災市区町村から要請があった場合、被災都道府県が必要と判断した場合又は総務省・全国知事会等で構成する「被災市区町村応援職員確保調整本部（以下、「確保調整本部」という。）」が必要と判断した場合には、被災市区町村の長への助言や応援職員のニーズの把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する総括支援チームを派遣する。

また、被災都道府県内の自治体（都道府県・市区町村）で災害対応業務が完結しない規模の災害が発生し被災都道府県の要請があった場合、確保調整本部は被災市区町村毎に対口支援団体を決定し、対口支援団体は、管内市区町村をとりまとめて、避難所運営・罹災証明書の交付事務等に当たる職員を派遣する。

なお、本システムで県が対口支援団体に選定されない状態で被災市区町村に対し支援を行う場合、県は全国知事会、市町は全国市長会又は全国町村会に申し出ることとなっている。

第２　市町相互応援体制の整備

１　県内市町間相互応援協定

総務課は、一市町単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成８年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」の運用を図り、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

〈資料編　第2　１　官公庁等との協定（広域協定含む）〉

２　県との連携強化

総務課は、県により行われる町防災担当職員に対する説明会、各種防災訓練の合同実施、塩谷町地域防災計画の修正における助言・支援等により、町における防災力の向上を図るとともに、県と連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

３　その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、総務課は、できるだけ多くの県内外市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

⑴ 県内市町との協定

総務課は、本節　１「県内市町間相互応援協定」に掲げる県内市町間相互応援協定の外、必要に応じて他の県内市町との災害時応援協定締結に努める。

⑵ 県外市町との協定

総務課は、必要に応じて県の区域外の市町村との災害時応援協定締結に努める。

第３　他都道府県の被災に対する応援

「被災市区町村応援職員確保システム」により、本県が対口支援団体に選定された場合、県は市町と一体的に「チーム栃木」として支援を行うこととなっており、総務課は、県の要請に応じて、必要な人員・資機材を確保し、県とともに活動する。

第４　大規模災害に備えた受援計画

１　受援計画及び体制の整備

被害の規模が甚大で、県内のみでは十分な応急対応が実施できない大規模災害時には、国、地方公共団体、防災関係機関、企業等から様々な応援が想定される。

総務課は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

また、総務課は、関係課と協力し、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第５　緊急消防援助隊受援体制

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内における大規模災害時に人命救助活動等を迅速かつ効果的に実施するために創設されたものである。

大規模災害の発生により、知事が消防庁長官に対し応援等の要請を行った場合、緊急消防援助隊の出動が行われるため、総務課は、受援体制を確立しておく。

第6　栃木県災害マネジメント総括支援員

栃木県は、県内に特別警報が発表された場合又は市町への緊急な支援が必要と危機管理監が判断した場合、緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）を派遣し、被災市町の災害対策本部に参画して国、他都道府県及び関係機関との調整をはじめ、被災市町の災害対応全般の支援を行う。町としても、栃木県が派遣する緊急対策要員の災害対応時の活用について、平時から検討を行う。

第25節　孤立集落災害予防対策

【 実施機関 】

町	総務課、建設水道課、消防団
関係機関	県、自主防災組織

【 基本方針 】

水害・台風、竜巻等風害、震災発生時に土砂崩れによる道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、町は県と連携して平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

【 施策及び手順 】

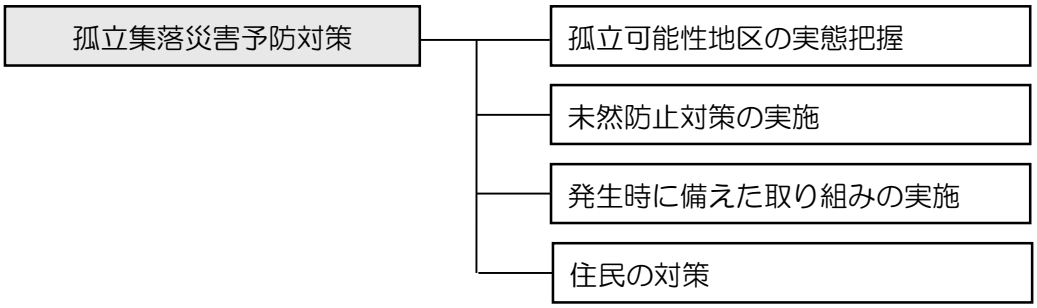

第１　孤立可能性地区の実態把握

総務課は、県と連携し、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状把握に努める。

第２　未然防止対策の実施

１　道路の整備

建設水道課及び県、その他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる緊急輸送道路で、耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

２　通信手段

総務課は、孤立可能性地区において、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

また、孤立可能性地区に対して衛星携帯電話の配備に必要な財源の一部補助について、県に要請する。

第３　発生時に備えた取り組みの実施

１　連絡体制の整備

総務課は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

２　避難場所等の確保

総務課は、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。

３　緊急ヘリポート用地の確保

総務課は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターによる空輸により実施することになるため、ヘリの離着陸に適した土地の確保に努める。

４　孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

総務課は県と連携し、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進について支援する。

５　住民への普及啓発

総務課、消防団は県と連携し、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄や自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

第４　住民の対策

孤立可能性地区に住む住民は、本章第５節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」第１「食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備」に記載したとおり、最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水を備蓄しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、行政機関等が到着するまで連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

第26節　災害廃棄物等の処理体制の整備

【 実施機関 】

町	総務課、住民課、建設水道課
関係機関	県、エコパークしおや、処理業者

【 基本方針 】

東日本大震災、平成27年９月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、町は、処理業者等と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理する体制の整備を図る。

【 施策及び手順 】

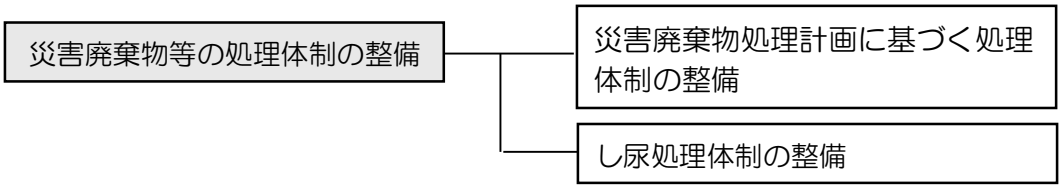

第1　災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の整備

住民課は、災害廃棄物処理計画に基づき、処理業者等との協力体制の整備、一般廃棄物処理施設の整備、仮置き場候補地の検討等を行う。

１　処理業者、県等との協力体制の整備

住民課は、災害時に、応援要請が迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ相互に連絡調整窓口等を取り決めておく。

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

総務課、住民課は、施設が被災した際は、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

２　廃棄物処理施設の整備

住民課は、廃棄物処理施設の耐震性能、浸水対策、資機材等の整備状況を把握し、必要に応じ耐震性の確保、水害対策、必要な資機材の確保に努める。

３　仮置き場の選定

住民課は、仮置き場を選定するとともに、選定した仮置き場における労働災害の防止、周辺等の住民等の生活環境への影響を把握し、環境モニタリングを実施する。

第2　し尿処理体制の整備

住民課、建設水道課及び総務課は、災害時にし尿処理施設、下水道施設等が被災した場合の応急措置及び指定避難所のし尿処理を実施する体制を整備する。

第３章　復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定

【 実施機関 】

町	総務班（総務課、議会事務局、庁舎建設準備室）、建設班（建設水道課）
関係機関	県

【 基本方針 】

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

【 施策及び手順 】

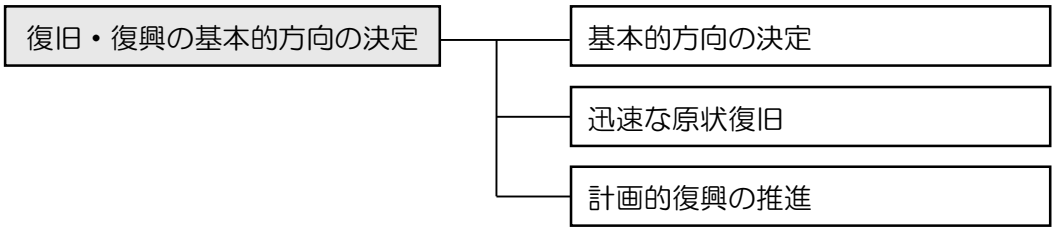

第１　基本的方向の決定

１　実施体制

総務班、建設班は、県と連携し、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

２　住民との協働

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

３　県、国等職員の派遣要請

総務班は、県と連携し、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

第２　迅速な原状復旧

総務班、建設班は、県及び関係機関と連携し、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

１　施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

２　施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改

良復旧を行うこと。

３　地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。

４　ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。

５　施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第３　計画的復興の推進

１　復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施する。

２　復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、町は、必要に応じて復興計画を定める。

なお、町の定める復興計画は、県の復興基本方針に即して、次の事項を定める。

⑴　復興計画の区域
⑵　復興計画の目標
⑶　町の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
⑷　⑵の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
⑸　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務、その他の地域住民の生活に及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
⑹　復興計画の期間
⑺　その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

３　防災まちづくり

⑴　防災まちづくりに関する計画

建設班は、必要に応じ、災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、建設班は、県と連携し、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

⑵　防災まちづくりに関する留意事項

建設班は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意する。

ア　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ　必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

ア）河川の治水安全度の向上

イ）土砂災害に対する安全性の確保

ウ）避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

エ）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

オ）建築物や公共施設の耐震化、不燃化

カ）耐震性貯水槽の設置

ウ　被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的実施を行うこと。

エ　新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者側の種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行うこと。

第２節　民生の安定化対策

【 実施機関 】

町	総務班（総務課、議会事務局、庁舎建設準備室）、広報班（企画調整課）、調査班（税務課）、建設班（建設水道課）、産業班（産業振興課、農業委員会）
関係機関	県

【 基本方針 】

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、生活相談、職業のあっせん等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

【 施策及び手順 】

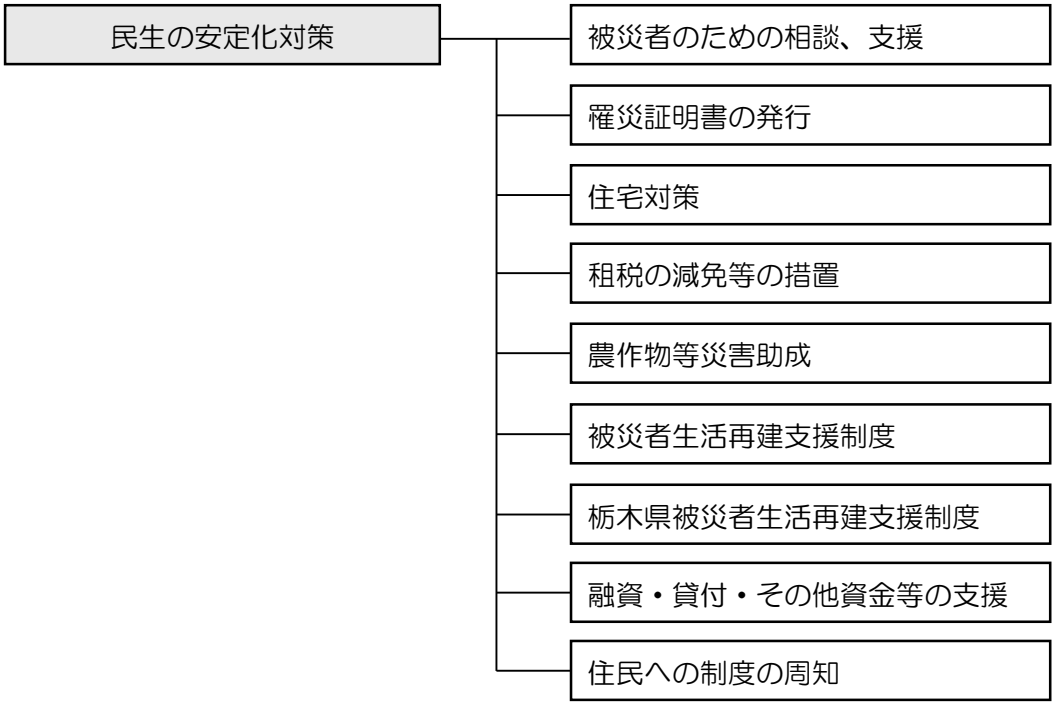

第１　被災者のための相談、支援

総務班、広報班は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて県及び防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整える。

第２　罹災証明書の発行

総務班は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及

び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、その他必要な措置を講ずるよう努める。

さらに、総務班は、効率的な罹災証明書の交付のため，当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第３　住宅対策

建設班は、被災者の住宅復旧を促進するため、状況によっては県に対して必要とする住宅復旧用木材の調達について、あっせんを求める。

第４　租税の減免等の措置

調査班は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、塩谷町税条例等の規定に基づき、町税等に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

１　期限の延長（町税条例第100号）

町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

⑴　地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日（災害のやんだ日から２月以内）を指定して、町が画一的に期限を延長する。

⑵　個別申請

（１）の場合を除き、個別的事例や狭い範囲内の事例については、納税者の申請に基づき、災害がやんだ日から２月以内の期日を指定して期限を延長する。

２　徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の２並びに県税条例第17条の２及び第17条の３）

災害により町・県税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として１年以内の期間に限り徴収を猶予する。

３　減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

納税緩和措置	対象となる税
減　免	町民税　（町税条例第51条） 固定資産税　（町税条例第71条） 国民健康保険税（国民健康保険税条例第24条）

第５　農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県が町に対し基準の範囲で次の助成を行うこととされているため、産業班は必要に応じて当該助成措置を行う。

補　助　の　種　類	対象農作物等	対象被害率	補助率
病害虫防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%未満	１／２以内
	果樹桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%未満	
	果樹桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑　樹	70%以上	
代替作付け用種苗購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類（収穫直前）	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果　実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類に係る農作物育成管理用施設等	70%以上	

第６　被災者生活再建支援制度

本制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度である。

１　対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地すべりその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するものである。

⑴ 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害

⑵ 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害

⑶ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害

⑷ 県内のいずれかの市町において（１）又は（２）に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万未満のものに限る。）

⑸ 本県に隣接する都道府県で（３）又は（４）に規定する被害が発生している場合で、（１）から（３）に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊５世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万未満のものに限る。）

⑹ （３）又は（４）に規定する都道府県が２以上ある場合に、５世帯（人口10万人未

満の市町に限る。人口５万人未満の市町にあっては２世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

２　支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯とする。

⑴ 居住する住宅が全壊した世帯

⑵ 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

⑶ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

⑷ 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

３　支給金額

下表に示す区分により支給される。

（単位：万円）

	世帯人員	合計支給限度額	基礎支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊・解体・長期避難世帯	単数 複数	225 300	75 100	150 200	75 100	37.5 50
大規模半壊世帯	単数 複数	187.5 250	37.5 50	150 200	75 100	37.5 50

※　単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※　基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※　加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

４　支給手続

被災者は、支給申請を町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ県に提出する。県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

支援金支給事務手続

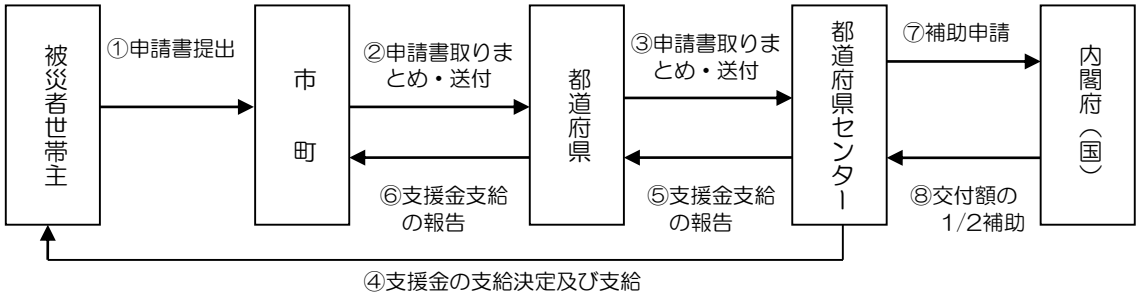

第７　栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年５月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活支援法（以下「支援法」という。）が適用されたが、本県では支援法の要件を満たさなかったため、適用

されず、不均衡な状態が生じた。このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度（以下「支援制度」という。）を平成25年４月に創設した。

なお、平成26年５月に住宅の全壊等１世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

１　対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地すべりその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

２　支給対象世帯

本節第６の２と同じ

３　支援金額

本節第６の３と同じ

４　支給手続

被災者は、支給申請を市町に行い、提出を受けた市町は申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。なお、支援金支給に要した市町の費用については、栃木県市町村振興協会から市町に交付される。

支援金支給事務手続

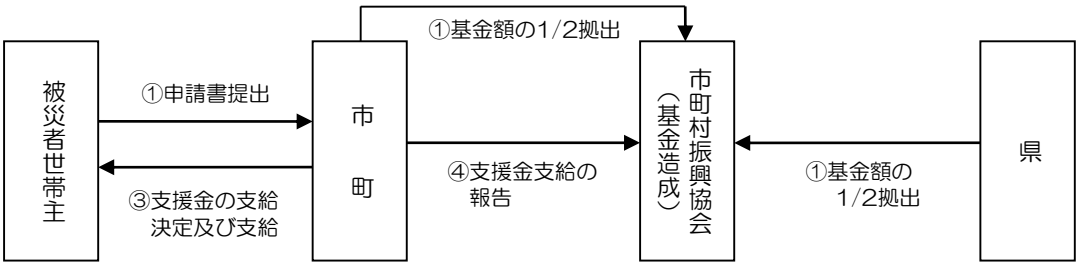

第８　融資・貸付・その他資金等の支援

被災した住民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸付け等の金融支援を行う。総務班、調査班は、被災した住民に対しこれらの制度の周知に努める。

融資・貸付・その他資金等の概要

	資　金　名　等	対　象　者	窓　口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町保健福祉課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	町保健福祉課
貸付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	町保健福祉課
	生活福祉資金	災害により被害を受けた低所得世帯	町社会福祉協議会
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫
貸付	中小企業融資（県制度融資）	災害により被害を受けた中小企業者	町産業振興課 中小企業金融公庫 商工組合中央金庫 国民生活金融公庫 金融機関 県信用保証協会
	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
	災害条例資金制度（災害経営資金）（施設復旧資金）	災害条例の適用市町長の認定を受けた被害農林漁業者	農業協同組合等
	農業近代化資金（災害復旧支援資金）	町長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合　等
	災害により被害を受けた農林漁業者向け融資・農林水産業事業「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」、「農林漁業セーフティネット資金（災害）」	町長が発行する罹災証明書の交付を受けた農林漁業者	日本政策金融公庫

第９　住民への制度の周知

総務班、広報班、県、関係機関等は、災害復旧について執られる特例措置等について、防災行政無線、広報車、広報紙、チラシその他の手段により被災者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び地元新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を積極的に行い、被災者への周知に努める。

第３節　公共施設等災害復旧対策

【 実施機関 】

町	関係各班（関係各課）
関係機関	関東地方整備局、県、塩谷消防署、東日本電信電話㈱、東京電力パワーグリッド㈱、㈳栃木県建設業協会

【 基本方針 】

公共施設の早期復旧を図るため、町は、県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定し、早期に復旧事業を実施する。

【 施策及び手順 】

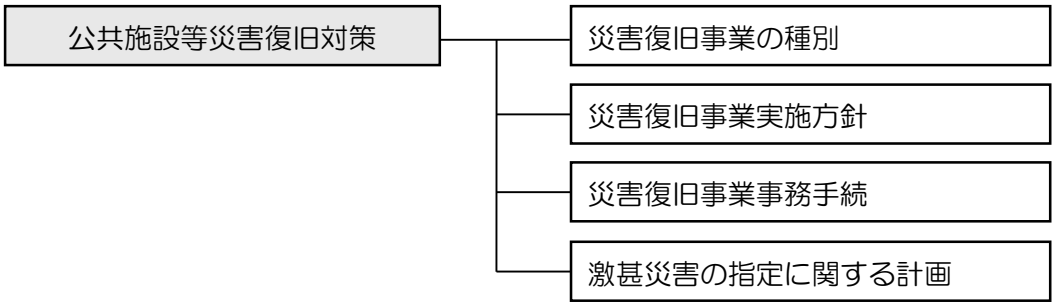

第１　災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には次のようなものがある。

災害復旧事業名	関係省庁
１　公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	
⑴ 河　川	国土交通省
⑵ 砂防設備	国土交通省
⑶ 林地荒廃防止施設	農林水産省
⑷ 地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省
⑸ 急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省
⑹ 道　路	国土交通省
⑺ 下水道	国土交通省
⑻ 公　園	国土交通省
２　農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	
⑴ 農地・農業用施設	農林水産省
⑵ 林業用施設	農林水産省
⑶ 共同利用施設	農林水産省
３　文教施設等災害復旧事業	
⑴ 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	文部科学省
⑵ 私立学校施設（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）	文部科学省
⑶ 公立社会教育施設（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）	文部科学省
⑷ 文化財	文部科学省

災　害　復　旧　事　業　名	関係省庁
４　保健衛生施設災害復旧事業	厚生労働省
５　社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省
６　廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省
７　医療施設災害復旧事業	
⑴ 公的医療機関	厚生労働省
⑵ 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省
８　水道施設災害復旧事業	厚生労働省
９　都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	
⑴ 街　路	国土交通省
⑵ 都市排水施設	国土交通省
⑶ 堆積土砂排除事業	国土交通省
⑷ 湛水排除事業	国土交通省
10　住宅災害復旧事業（公営住宅法）	
⑴ 罹災者公営住宅の建設	国土交通省
⑵ 既設公営住宅の復旧	国土交通省
⑶ 既設改良住宅の復旧	国土交通省
11　災害関連緊急事業	
⑴ 災害関連緊急治山事業	農林水産省
⑵ 災害関連緊急地すべり防止事業	農林水産省
⑶ 災害関連緊急砂防事業	国土交通省
⑷ 災害関連緊急地すべり対策事業	国土交通省
⑸ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省
⑹ 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特）	国土交通省
⑺ 災害関連緊急雪崩対策事業	国土交通省
⑻ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国土交通省
12　その他の災害復旧事業等	
⑴ 鉄道施設（鉄道軌道整備法）	国土交通省
⑵ 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事	国土交通省
⑶ その他の復旧作業	（関係省庁）

第２　災害復旧事業実施方針

１　災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

２　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第３　災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は、次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業事務手続の流れ

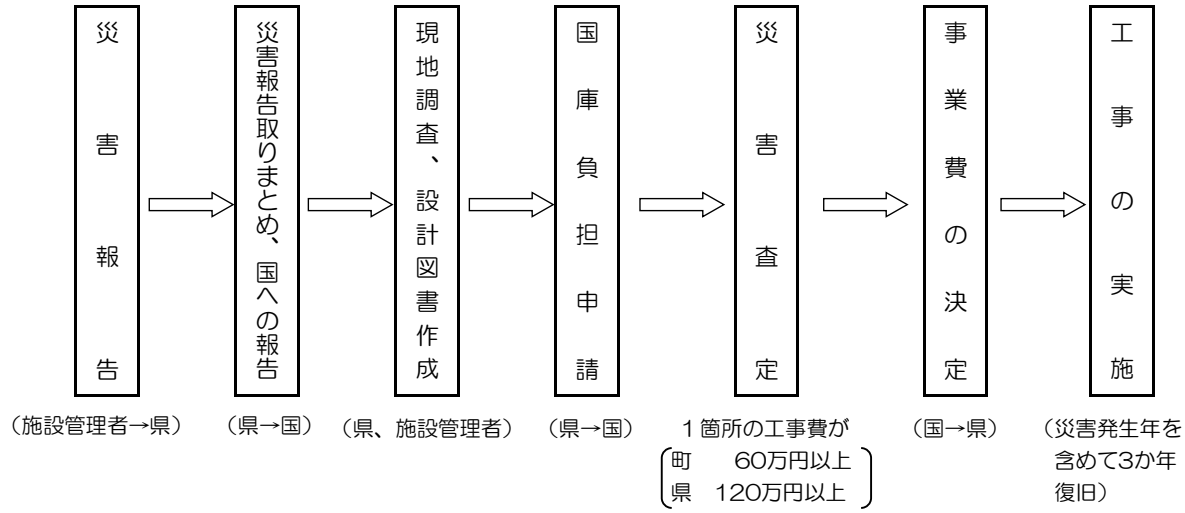

第４　激甚災害の指定に関する計画

１　計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

２　激甚災害に関する調査

⑴ 県は、激甚災害（本激）及び局地激甚災害（局激）の指定を受けるべき被害が発生した場合、町の被害状況等を検討のうえ、関係各部で必要な調査を実施する。

⑵ 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

３　激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順

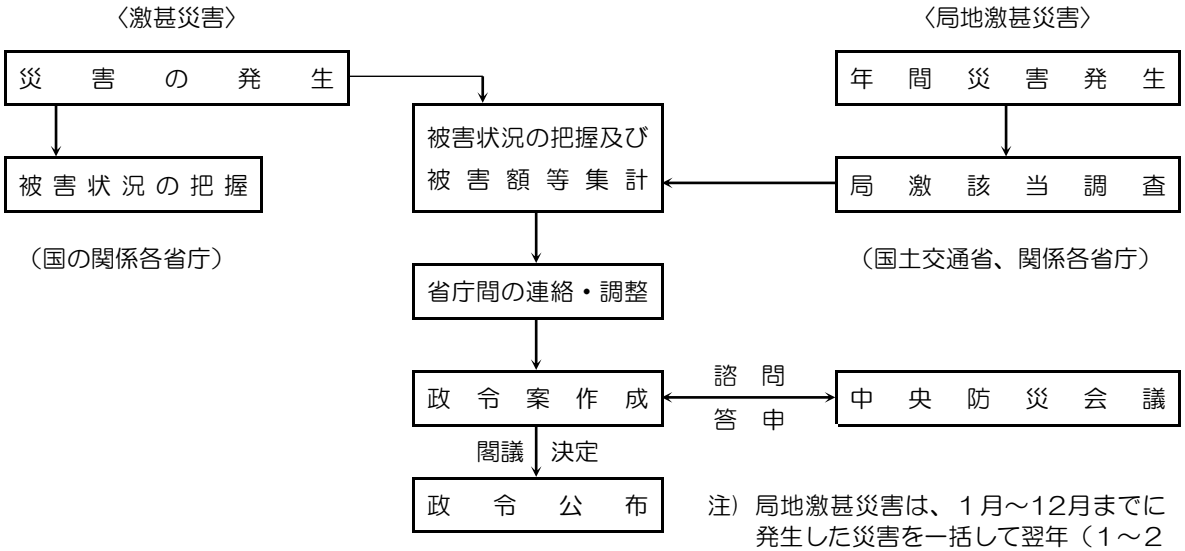

(2) 適用措置と指定基準

ア　激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助〈法第３条、第４条〉	次のいずれかに該当する場合 〔Ａ基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 〔Ｂ基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 １　県分査定見込額＞県の標準税収入×25% ２　県内市町村の査定見込額総計＞県内市町村標準税収入総計×５%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第５条〉	次のいずれかに該当する場合 〔Ａ基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔Ｂ基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 １　都道府県の事業費査定見込額＞都道府県の当該年度の農業所得推定額×４% ２　都道府県の事業費査定見込額＞10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例〈法第６条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 １　激甚災害法第５条の措置が適用される激甚災害 ２　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額×1.5%で法第８条の措置が適用される激甚災害

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 〈法第８条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 〔Ａ基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5％ 〔Ｂ基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15％ かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×３％
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の２〉	次のいずれかに該当する災害 〔Ａ基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね５％ 〔Ｂ基準〕 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.5％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの １　一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60％ ２　一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.0％
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉	次のいずれかに該当する災害 〔Ａ基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ）×0.2％ 〔Ｂ基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの 一つの都道府県の中小企業関係被害＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×２％ 一つの都道府県の中小企業関係被害＞1,400億円
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 〈法第16条〉 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 〈法第17条〉 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 〈法第19条〉	激甚災害法第２章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 〈法第22条〉	次のいずれかに該当する災害 〔Ａ基準〕 滅失住宅戸数＞4,000戸以上 〔Ｂ基準〕 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。 １　被災地全域の滅失住宅戸数＞2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア　一市町村の区域内で200戸以上 イ　一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 ２　被災地全域の滅失住宅戸数＞1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア　一市町村の区域内で400戸以上 イ　一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈激甚法第24条〉	⑴ 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚災害法第２章の措置が適用される災害 ⑵ 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚災害法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

イ　局地激甚災害

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第３条、第４条〉	査定事業費＞当該市町村の当該年度の標準税収×50% ただし、当該事業費が1,000万円未満のものを除く。 ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第５条〉	農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% （ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の２〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満の場合を除く。 かつ、次の要件に該当する市町村が１以上あるもの １　大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村 ２　その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×おおむね25%の場合
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉	中小企業被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10% （ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く。） ただし、当該被害額を合算した額が概ね5,000万円未満の場合は除かれる。
小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	法第２章又は第５条の措置が適用される場合適用